

平成31年3月7日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成31年3月7日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

本日も定刻にご参集をいただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開始いたします。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番 兼若 幸一君・12番 渡邊 美喜子君を指名いたします。

日程第2 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、12番 渡邊 美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

12番 渡邊 美喜子、一般質問させていただきますが、その前に31年度第1回議会定例会に議員として一般質問が出来ることに心を新たに町民の皆さんの代弁者となれるよう、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

町長はじめ、執行部の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1点目は、選挙の投票率向上対策についてであります。

先日2月3日に執行されました町議会議員選挙は、投票率が51.87%、過去最低でありました。振り返りますと、2015年55.64%、2011年64.51%、2007年69.97%、2003年72.93%、1999年78.31%であり、確実に下がってきています。

このように、投票率の問題は大変に危機的であり、とりわけ若者の政治離れが深刻化しています。18歳引き下げは少子・高齢化、人口減社会を迎えた我が国において、日本の未来を担う存在である10代にもより政治を参画してもらうことを目的として導入されました。選挙は民主政治の基礎であり、国民が主権者として政治に参加する、このことが民主政治の健全な発展につながり、積極的な投票参加が欠かせないものだと考えます。選挙結果が民意を反映しているとは言えなくなる恐れがあるからです。身近な選挙でさえも状況

が深刻であります。まして国政選挙となると、投票率の向上はほど遠いように思われます。

そこで、質問いたします。

2019年2月3日の町議会議員選挙について伺います。一問一答方式でございます。

1、年齢別の投票数と投票率を伺います。

総務課長（岡部 登）

おはようございます。

渡邊議員の2019年2月3日執行の多度津町議会議員選挙における年齢別の投票者数と投票率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

年代ごとの集計とさせていただきます。

まず、10代につきましては、投票者数が男性65、女性74の139人、投票率は32.40%でございました。

次に、20代につきましては、投票者数が男性210、女性241の451人、投票率は23.71%でございました。

次に、30代につきましては、投票者数が男性393、女性406の799人、投票率は35.43%でした。

次に、40代につきましては、投票者数が男性668、女性723の1,391人、投票率は45.07%でございました。

次に、50代につきましては、投票者数が男性665、女性727の1,392人、投票率は56.22%でした。

次に、60代につきましては、投票者数が男性1,027、女性1,177の2,204人、投票率は66.77%でございました。

次に、70代につきましては、投票者数が男性1,086、女性1,219の2,305人、投票率は73.95%でございました。

最後に、80代以上につきましては、投票者数が男性487、女性663の1,150人、投票率は48.16%でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

大変詳しく説明をいただきました。その中で、やはり10代、20代という部分に関しまして、投票率が低下しているというか、どこの自治体もそうであるということには聞いております。その反対に、60代、70代、まして80代は、本当に投票数が多くなってきているわけですが、でもこのことに関しましては、毎年4年に1回ですか、これから4月も統一選挙があったり、そうしたら県議会議員の選挙があったり、また7月には参議院の選挙があるという中で、次の質問に移らせていただきます。

この投票数また投票率の結果から見えてきた事項について伺います。

総務課長（岡部 登）

1の結果から見えてきた事項についてのご質問に答弁をさせていただきます。

この結果から分かることといたしましては、全体の投票率が51.87%であったのに対し若年層がそれを下回り、中高年層がおおむね平均もしくは上回っているということでございます。なお、各年代において、おおむね男性より女性の投票率が若干高い結果となっております。

また、2018年8月26日に執行された香川県知事選挙並びに2017年10月22日に執行された衆議院議員総選挙でも、各年代の投票率については同様の結果が見られており、町政、県政、国政によらず、似た傾向にあるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問に移ります。

今投票数また投票率、また結果から見えてきた事項について説明がありましたが、それでは今後の対策、課題について伺います。

総務課長（岡部 登）

1と2に対する今後の対策、課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃられるとおり、選挙は私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な権利でございます。投票率の低下は、その権利を有権者が放棄しているということあり、大変憂慮すべき状況にあると考えております。

本町におきましては、各種選挙において投票率の向上対策として、町広報紙やホームページ、庁舎玄関に設置しているデジタルサイネージによる情報発信、懸垂幕や啓発看板の設置、広報車による啓発等を講じておりますが、依然として投票率の低下はしてきております。また、ほかの団体におきましても、投票率向上のためのさまざまな取り組みを講じておりますが、成果として現れていないのが現状でございます。

投票率の低下には様々な要因があると思われませんが、これは本町だけではなく、全国的なものでもあり、社会状況の変化も大きく影響していると思われることや議員ご指摘のとおり、政治に無関心というのが一番の要因であるといった専門家の方の意見もでございます。

一方、期日前投票者数は、制度の浸透とその利便性から年々増加傾向にございます。本町におきましては、昨年の県知事選挙より、投票所入場券に期日

前投票宣誓書を印刷するようにしたことから、期日前投票における受け付け時間の短縮に一定の効果がございました。以前は混雑時には1時間ほど投票者にお待ちいただく状況だったところ、今回の町議会議員選挙では、最も混雑した時間帯でも、待ち時間は10分ほどでございました。また、選挙期日直前の金曜日は投票時間を1時間30分繰り上げるといった措置を講じております。このような事務改善等による期日前投票者の利便性の向上は、投票率向上の一助になるものと考えております。

啓発活動につきましては、これをするということによって確実に投票率を上げることが出来るというような具体的な取り組みはいまだ見出せておりませんが、大きな要因であります若年層の低投票率について、この課題への対策を他自治体の取り組み等を参考にしながら、引き続き検討していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今後の対策、課題についての部分でございしますが、私もなぜ投票数、また投票率という部分で低下になっているのかという部分を調べさせていただきました。

これはアンケートなんですけどもその中でどのようにすれば投票率が上がるのかという部分なんですけども、これは漠然としておりますが、述べたいと思います。

1点目でございますが、投票者、つまり議員です、候補者が比較をするのが容易であればすごく分かりやすい、誰に投票していいのかという部分が分かりやすいという部分が1点、それから政治への学習機会が少ないんじゃないか、また期日前投票がもっと今まで以上に簡単に出来ればというふうにも言われてます。そして、それから子ども議会の終了後、模擬投票を実施してもいいんじゃないかとか、それから議場の見学です、それとここは多度津町、多高がありますので、高校生の方にも見学していただいたり、また町議会の仕組みということで、DVDを視聴してもらったり、また傍聴席を見学する、また出前講座という部分もいいんじゃないかというふうにも言われてます。

でも、やはり投票率の低下という部分は、議員側にも大きな原因の一つだと思っております。発信の弱さも私自身感じておりますので、そういった意味も含めて皆さんに来ていただくにはどうすればよいかというのが今後の議員始め、発信元であるこの町の責任の一つかなというふうに思っております。

そこで、一つは成人式の折に、出来ましたら選挙という部分に関してお話をしてもらったり、それからまた広報車により町内周知はしていただいている

とは聞いておりますが、回数を増やすなりという部分もしてもいいんじゃないかなというふうに私は考えます。その点につきまして、再質問でございますが、お願いいたします。

総務課長（岡部 登）

ただいまの渡邊議員の再質問にお答えいたします。

成人式での講演もしくは町内の広報車の増便といったことにつきまして、今後投票率の向上について考えていく上で重要なことであると思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

子ども議会につきましては、思い出す訳でございますが、一般質問を私はさせていただきますして、その時の最初の子ども議会は大変に感動した記憶が残っております。そういう部分も含めて、高校生なりそういう部分もしていただければなというふうに思っております。要望ということにさせていただきます。

それでは、次の質問にさせていただきます。

投票所の環境整備について、距離が遠いとか駐車場がないとかバリアフリー化ということ、手すり、段差解消についてお伺いします。

総務課長（岡部 登）

投票所の環境整備についてのご質問に答弁させていただきます。

先日執行された多度津町議会議員選挙では、投票所を16カ所設置しており、「サクラートたどつ」が使用出来ませんでしたので、駐車場のない投票所は8カ所でございます。同様に、バリアフリー化出来ない投票所は第1投票所である本庁舎1階ロビーを除く15カ所、その15カ所のうち、スロープ等の設置により、段差解消対策を講じているのが4カ所となっております。バリアフリー化による投票環境の向上には積極的に取り組んでいく必要があるとは十分認識しておりますが、それに係る費用が多額であること、また設置している投票所の大半が自治会からの借り上げによるものであることもバリアフリー化が遅れている要因にあります。そのため、現状といたしましては各投票所において、事務従事者に余裕を持った人員配置を行い、事前に行う投票事務研修会におきまして、事務従事者に周知し、投票所の段差等により支障がある選挙人の投票を手助けができるような措置を講じております。しかしながら、今回の選挙終了後、選挙事務全般に係る意見照会を全庁的に行った結果、投票事務に従事した職員からバリアフリー化については、投票所の変更も含めて取り組む必要があるといった意見がございました。バリアフリー化につきましては、対応可能な投票所から順次改善してまいりたいと

考えておりますが、投票所の変更につきましては、町内全域の状況を見て行う必要があります、今後の課題として長期的に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

多度津町の高齢化率という部分も考えていただいて、高齢者化率が高くなっております。4年前また8年前とは違う傾向にあるという部分で、是非ともバリアフリー化という部分はしっかりと取り組んでいただくものだと考えております。どうしてこれを強調して言うかと申しますと、一つ間違えば少し段差があって、そこから転びそうになったという部分で、偶然にもその周りにいた人が急いで手助けしたということもありますので、それがおいでなかったら、もう玄関の方に頭か顔かそういう部分、手足の骨折にもつながるんじゃないかという思いもしたことを聞いておりますので、そこら辺も含めてしていただきたいなというふうに思っておりますし、私は、今ずっと答弁いただいた中でしっかりとバリアフリー化とか何カ所手すりとか、そういう部分を詳しく答弁していただきまして、しっかりと把握出来ているということで少しは安心しました。良かったと思っております。

それでは、次の質問に変えさせていただきます。

移動期日前投票所の巡回について、どのように考えていますか。

総務課長（岡部 登）

移動期日前投票所の巡回についてのご質問に答弁をさせていただきます。ほかの団体で有権者が少なく、投票立会人の選任が困難になる投票所を統合したことによる代替案として自動車を利用した移動期日前投票所を開設している例がございます。これは、統合、合併等により、交通手段がない高齢者への対応や最寄りの投票所がなくなることによる投票率低下の懸念から講じた措置とのことでございます。

本町におきましても、投票立会人の選任が困難という理由等によって、今回の多度津町議会議員選挙から佐柳島の投票所の統合を行いました。それにより投票所までの移動が不便になる地区につきましては、町職員が車で送迎する移動支援を行い、投票率の確保に努めました。移動期日前投票所を開設する一番の問題点としまして、二重投票を招くおそれが考えられます。本町では、投票管理システムにより名簿照合を行っておりますが、移動投票所では通信インフラの確保とその精度が都市部と違い十分ではない可能性がございます。投票率向上のため利便性の向上を図ることは重要ですが、選挙において必要とされるのは、適正でミスなく確実に執行されることだと思われ

以上のようなことから移動期日前投票所につきましては、正確性の確保の問題点や現状の期日前投票所でも一定の利便性が確保されていることから、現在の状況では導入は考えておりません。しかしながら、議員ご指摘の投票率の低下とその向上に向けた対策につきましては深刻であり、かつ重要な課題と認識しておりますので、今後の課題として取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

移動期日前投票所の巡回でございますが、実はこれは調べさせていただきました。

多度津町と人口がよく似ているという部分もありまして、巡回をやっております、大変に好評ということを知っておりますし、今ミスがあるかないかということなんでございますが、実際やってる自治体もありますので、そこら辺も考えていただき、また調査をしていただければというふうに思っております。

私の調べた調査の中では、例えば3日間、午前と午後とにずっと巡回して、この車ですけれども巡回車ということで投票箱を積んで、職員というのか関係の方が3人ぐらいおられまして、何時から何時までということずっと巡回しております。これは、予算の関係も見ましたが、一応2分の1は国のほうから出していただけるというような説明書きもありました。そういうことも含めて、今、公表のある投票率は、巡回することによって上がっているところがあるか所かありますので、そういう部分も含めて、それが多度津町にマッチしているのかどうかという部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思っておりますし、実はこれは選挙の投票所に関しましては、もう10年ぐらい前ですか、一般質問で取り上げさせていただきました。その一般質問を読んだ中身ですけれども、自分の地元である白方なんですけれども、白方のはずっと遠くって、余りにも距離が長いということで、自転車で行くにも行くときには押していく、そして帰りは自転車に乗って帰るんですけれども、大変危険であるという部分も自然と不便という部分があるのかなということで一般質問をその折はさせていただきましたが、その答弁といたしましては、予算のこととか人件費含めて、職員の人数等に関しまして、なかなか大変であるという答弁はいただきましたが、今それから比べますと、何年も経っておりますので、そういう部分も含めて、もう少しこれは巡回については、私はいい方向の方になるんじゃないかと思っておりますので、どうぞ調査していただきまして、メリット、デメリットはあると思いますが、そのデメリットをなくするような対策もしていただければというふうに思っております。

ます。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

2点目でございますが、幼児教育の無償化についてであります。

高等学校の無償化に続いて、幼児教育の無償化を10月から施行となります。子育ての金銭的な不安が無くなることは少子化対策の解消になると思われま。しかし先日、子育て中の女性の方から「自分の子供は自分の手で育てようと思い頑張ってきましたが、無償になると思うと、なぜか取り残された気持ちになりました。子供を預けている人と家庭で見ている人との不公平さを感じますと言われました。」確かにこのような考えもあると思います。私は、決して幼児教育の無償化については反対ではございませんが、自分の感じていることについて質問をします。

1点目でございます。

無償化になると待機児童が増えるのではないのでしょうか。その時の対策について伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の無償化になると待機児童が増えるのではないか、また、その時の対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

保育所へ入所するには、保護者が就労しているなど、保育の必要性の認定が必要となります。保育料の無償化により働きに出られる保護者の増加などから、議員ご指摘のとおり、待機児童が発生することが想定をされます。全国的に保育士不足の状況にあります。本町においても保育所と連携をし、保育士の処遇改善の検討も含め、引き続き保育士の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かに待機児童が増えてくる恐れがあるということなんですけども、実は今日の朝もある方から電話がありまして、保育所に入れたいんですけどもという部分がある訳なんです。それが9月から入所したいんですけども、育児休暇が終わって9月から仕事に入るんですけども、4月の折に一応申し込んだそうです。でも、4月ではまだ産休ですので、9月という部分から今回はいっぱいであるので遠慮してもらえないかとか、そういう部分も聞いております。そこで、私の方には色々入れない、入所出来ないという部分がある訳でございますが、保育所の方に行って、そして入所したいんですけどもと言われたら、いや、もういっぱいだめなんです、それでもう終わる訳なんです。そして、そのことに関して、町の方へ行っているか、連絡してるかと言ったら、その方はしてない、それで第1希望、第2希望、第3とあるんで

すけども、1つしか書いてない、そこは職場が近いとか送り迎えが便利だと、そういう部分になってる訳でございますが、今後こういうことも含めまして待機児童が発生すると想定されますので、福祉保健課、そして保育所、幼稚園等の連携をも強くしていただいて、密接な関係を持っていただくと、またそういう部分の温度差がなくなってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その点いかがでしょうか、再質問です。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員さんの再質問にお答えいたします。

本年度、今のところ待機児童は発生しておりませんが、4月以降、年度途中に産休明け、育休明けになる方の応募が見込まれることは想定されております。その時に、保育士の方の確保は今、各保育所とも全力で取り組んでいただいておりますし、今後健康福祉課も協力しながら保育士確保に努めてまいりたいと思っております。年度途中の入所につきましては、保育所の方に申し込みがございました時点で担当課の方に連絡をいただくようなことにはしておるつもりなんですけれども、そのあたりがうまく連携が出来ていない部分もあるのかも知れませんので、今後そのあたりを見直してまいりたいと考えております、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

議員（渡邊 美喜子）

よろしく願いしたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

幼稚園と保育所の給食費の不公平の解消について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の幼稚園と保育所の給食費の不公平の解消について答弁をさせていただきます。

現在、保育所の3歳から5歳児の給食費は、米などの主食費は保護者負担ですが、おかずなどの副食費については保育料の一部となっております。主食費、副食費ともに全額負担となっている幼稚園とは取り扱いが異なっておりますが、10月以降の保育料が無償化されることに伴いまして、副食費については無償化の対象とならないことから、幼稚園と同様に、給食費については全額実費負担となります。

しかしながら、低所得者の負担が著しく高額にならないよう、今後示される国の具体的な制度案を注視しつつ、幼稚園を所管する教育課とも協議しながら、不公平感の解消に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の幼稚園と保育所の給食費の不公平解消についてのご質問に答弁させていただきます。

教育課といたしましても、今後示される国の具体的な制度案を中止しつつ、保育所を所管する健康福祉課とも協議を行い、生活保護世帯、町民税非課税世帯、ひとり親世帯、多子扶養世帯等といった減免の対象とすべき世帯への幼稚園給食費の補助支援制度の創設について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

よろしく願いいたします。

それでは、次の質問をさせていただきますが、時間の都合もございまして、申し訳ありませんが、3、4と一括ということで答弁をお願いしたいと思います。

ゼロ歳、2歳までの住民税非課税世帯の対象が無償になると金額はどの程度でしょうか。初年度の経費は全額国費で負担となっておりますが、その後の町が負担する額について伺います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員さんのゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の対象が無償になると、金額はどの程度かについて答弁をさせていただきます。

現在、当該世帯の保育料は、第1子が月額2,500円、第2子以降は無料でございます。3月1日時点で保育料が必要な子供を持つ世帯は5世帯いらっしゃいますので、1世帯当たり年額にしますと3万円の負担減となります。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、初年度の経費は全額国費で負担となっておりますが、その後の町が負担する額について答弁させていただきます。

初年度の経費につきましては、無償化に係る中讃広域行政事務組合のシステム改修費が想定されます。その後の経費としましては、保育料徴収額の減額により施設型給付費の町負担金の増加が見込まれます。本町の保育料は国の定めた基準額より安価に設定しており、差額分を本町が独自で負担しております。無償化になることで施設型給付費の町負担分が増加いたしますが、この単独負担分が減額となることから、財政的な負担は平成29年度実績から計算しますと1,800万円程度減額となります。しかしながら、今回の無償化の対象が預かり保育や認可外保育施設等も対象となることから、町負担が増えることも想定されます。加えて無償化に伴う事務についてはまだ流動的であり、保育料算定事務や請求事務等の経費も未定であることから、今後、国から示される施策案を注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

新しい制度でありますので、10月からということですが、保護者の方はまだほとんどの方が知らないような状況だと思われまので、この一般質問をすることによって、また少しでも分かってもらえればというふうに今回取り上げさせていただきました。

次の質問です、最後の質問です。

幼稚園教諭や保育士の確保、労働環境の整備について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

ただいまの幼稚園教諭や保育士の確保、労働環境の整備について答弁をさせていただきます。

本町における保育所は全て私立であることから、保育士の採用については、各保育所の裁量となっておりますが、保育士不足の現状の中、町としましては、保育所長会や保育士との交流の機会を捉え、現場のニーズ把握に努め、保育士確保及び労働環境の整備に必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の幼稚園教諭や保育士の確保、労働環境の整備についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、幼稚園教諭の確保につきましては、職員の退職状況及び年齢構成等を勘案しながら町長公室とも相談し、計画的に採用を続けてまいります。

また、労働環境の整備につきましては、各幼稚園に必要な特別支援教育支援員や幼稚園看護師、預かり保育指導員等の臨時職員を配置することにより、園児の個々の成長によりきめ細かく寄り添えるような教育環境の整備を心がけるとともに、幼稚園の労働環境の整備等、働き方改革についても配慮してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かに幼稚園教諭また保育士の確保ということで、例えば保育所なんですけども、定員数を少なくしたという保育所もございまして、そういった保育士がおれば人数もきちんと入所の確保は出来るんですけどという部分も聞いております。保育士のまた幼稚園教諭、そういった部分の労働関係をしっかりと整備していただきたいと思っております。

以上で私の質問をしましたが、この件に関しましては、家族の所得に関わらず、全ての子供が質の高い教育が受けられる環境が理想であると思っております。

ます。

また、色んな部分でこの10月から疑問点とか色々新しいことに関しましてはあると思いますので、その時その時で的確に対処していただければというふうに思っております。どうもありがとうございました。

これを持ちまして質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって12番 渡邊 美喜子議員の質問は終わります。

次に、10番 古川 幸義君。

議員（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。10番 古川 幸義です。

通告順により、次の質問をいたします。質問の方法は一問一答方式でございます。

初めに、丸尾町長、3期目ご当選おめでとうでございます。町長におかれましては、3期目に際し、強いご決意と町政に対し熱い思いがあらうかとお推察いたします。是非町民の思いや願いを町政に反映していただけるようお願い申し上げます。

また、初当選の議員の皆様、ご当選おめでとうでございます。今回の定例会が初の定例会であり、緊張されていると思われませんが、議会人の誇りを持ってこれから議会に臨むようお願い申し上げ、これより私の質問に入ります。

それでは、最初の質問ですが、前回の質問に対し、今一度再確認として思うところがございますので、次の質問をしてみたいです。

まず1点目として、機構改革についてを質問いたします。

機構改革実施1年を経過し、その後はについて。

機構改革は、平成30年4月1日に開始し、1年が経過しようとしておりますが、1年を振り返り、成果、効果の確認、改良すべき点などあればお答え願ひ、次の質問をしてみたいです。

1点目、機構改革を実施し、この1年、成果や効果はどのように現れましたか。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の機構改革についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成30年4月に実施いたしました機構改革は、町の最上位計画である総合計画に掲げております町民とともに歩み、共につくる参画・協働のまちづくりの基本理念に基づき、将来像である人・暮らし・歴史が共生する町、多度津を実現しうることを目的に、様々な施策を実施していくため、組織の再編成を行ったものでございます。

成果や効果は、まだはっきりと目に見えてない部分もありますが、各課の事

務移管や課の統廃合により、新たな課を設けるなど各事業の充実を図っております。

子育て、高齢者等における福祉サービスの充実として、国民健康保険、介護保険、後期高齢者保険、福祉医療などの保険事務等を統合し、事務作業が一つの課で出来るようになったことによる町民の方の動線がよりスムーズな流れとなり、また同一課内による情報共有により、迅速かつ効率的な対応が出来るようになっております。

また、こども支援係を新設したことにより、幼児、児童支援の担当部門として要保護、要支援児童に関し、各関係機関と情報共有し、連携を図りながら見守り、支援が出来る体制が整いました。それにより、近年問題となっている虐待などの児童に関する様々な問題にも対応出来るようになっております。

防災危機管理部門の充実として、災害などの多度津町にとっても喫緊の課題となっておりました防災関係組織につきましても、総務課内に危機管理室を新設し、水防活動班編成の見直しを行い、台風時における活動体制が整い、活動がしやすくなっておりますし、災害備蓄品の備蓄現場の補充及び備蓄倉庫の整備を順次進めております。また、防災計画に基づいた住民を対象とした防災講演及び防災訓練も初めて実施することが出来ました。各事業の成果に向けて着実に一歩ずつ前進しており、一定の成果が現れている事業もあるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまのご答弁に対して、再質問いたします。

今、答弁されたことは、機構改革の全般的に評価して述べられたという回答であると判断いたしますが、まだ1年を経過していないので、年度末に要約して、効果、成果をまとめるというご回答と判断してよろしいでしょうか。

実は、私は平成29年6月議会におきまして、機構改革について質問しております。その折にも機構改革の検討について質問しておりましたが、その答弁の中では、副町長を委員長として、事務改善委員会をたび重なる開催し、29年度が既に6月で4回も開催していると答弁され、機構改革に対し、開始前、段階で綿密な協議と取り組んでいると当時確認した訳でございます。

機構改革を実施して、中間で成果の確認や効果の確認は行われなかったのでしょうか、担当課にお答え願いたいと思います。また、事務改善委員会は、発足に関して行いましたが、改革後はなぜ検証しなかったということも含めて、併せてお聞きしたいと思いますのでよろしくご答弁お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの古川議員の再質問について答弁をさせていただきます。
ご指摘のとおり、事務改善委員会はこの1年開催をすることが出来ておりません。ただ、この機構改革を行ってこれで1年経ちます。この後、次年度におきまして、事務改善委員会を開催し、また職員に対するヒアリング、また、住民の方々の意見を聞きながら、効果と及び改善点を検証いたしまして、次々年度におきまして再修正を行う予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

去年の4月から始めましたこの機構改革におきましても、今、事務事業の改善も毎年やっております。それから事務事業を見直しをして、そしてそれも毎年やっております。その中で、どうすれば町民の皆様方の住民サービスの向上につなげていける、この役場の機構です、役場がすぐに対応出来る、そのようなことはどうすればいいのかというのをずっと考えておりました。その中で、やはり機構改革、機構を変えていかなければいけないということの結論に達しまして、今、先ほど私が申し上げましたようなものを新設をして、そして住民のニーズにすぐにお応え出来るような、そういう体制を整えていっているというところであります。このことにつきましては、今までと同じように、常に見直しをしながら、そしてよりよいように住民サービスの向上につながるような多度津町の機構にしていかなければいけない、全ての課とかそういう働き、そういうことを考えていかなければいけないと思っております。よろしく願いいたします。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問をさせていただきます。

2点目は、現状を分析した結果、改良点などはありますか。

政策観光課長（河田 数明）

先ほどの再質問への答弁と重複するところもありますが、古川議員の分析結果及び改良点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

限られた財源や職員数の中で、様々な行政課題や町民のニーズに対応していくために、現在の組織体制が町民の皆様にとって、よりよい住民サービスが行えているかどうかの検証をしていくことは重要であると考えております。

次年度において、今年度の実績を踏まえ、各課の抱える新たな課題や改良点などを集約するため、各課のヒアリング及び各課間協議を実施するとともに、様々な集会などで町民の方々のご意見もいただきながら、問題点などの把握を行った上で、分析及び改良点の洗い出しを行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

現状を分析した結果、改良点などがあるのかというご答弁に対して再質問でございますが、昨年、新聞紙上で取り上げられましたが、参議院選挙の投票用紙を保管せずに廃棄処分したことや今回の町議会選挙におきましても、不在者投票用紙が1枚、多めに出されたと新聞紙上で本町のことを記載されておりましたが、担当課の同じ係で生じた事故でございます。是非担当課の責任者である総務課長に今後同じミスを繰り返さないような課題と今後の歯どめ策があればお答え願いたいと思います。

総務課長（岡部 登）

ただいまの古川議員の再質問に対し、答弁をさせていただきます。

投票用紙の廃棄につきましては、職員の完全なるミスでございましたが、新聞報道等で先日の町議会議員選挙の期日前投票事務におきまして、受け付け数と投票用紙が「1」合わないということがございました。そのことについて、少し詳しく申し上げさせていただきたいと思います。

このことにつきまして、原因は判明しませんでした。投票に来た人の宣誓書を打ち出して記入してもらう方法から、入場券の中に宣誓書を印刷しておくといった方法に変更した、これは先ほどの渡邊議員の答弁の中にもございましたが、そういった方法に変更したために起こったミスの可能性が高いというふうに思われます。しかし、先ほど答弁いたしましたように、同程度の投票率の選挙において、1時間ほど待たなければならなかった状態が10分程度の待ち時間に短縮されるなど一定の効果があったことから、この事務改善は正しかったと考えております。もちろんミスはなくさなければなりません。何百人という投票に来られた住民の方の待ち時間を短縮出来たということから、このような事務改善の歩みを、我々はその歩みを止めることは考えておりません。今後はフェールセーフの考え方に基づいた事務のやり方を構築し、1カ所で誤った作業をしても、ほかの仕組みで安全性が担保されるよう改善してまいります。

ご質問の機構改革とは違う事務のやり方の改善に対する答弁となってしまったことをお許しいただき、私からの答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

今、総務課長がお答えになられた件以外で、ほかの改良点などについて再々質問したいと思います。

これは町長公室長にお伺いしたいのですが、機構改革を行いまして、今、私の手元にある資料では、課長が14名、課長補佐が31名で係長は16名であります。これは、通常課長1名に対して、各課で課長補佐2名程度が大体順当で

はないかと思われませんが、今、各課において、課長補佐級が4名のところや3名のところもございます。これは、機構改革が生み出したことによってこういうふうなことになったのでしょうか。それについて、今後どういうふうな形成をさせていくのか、町長公室長にお答え願いたいと思います。

町長公室長（山内 剛）

今、古川議員のご質問にありました課長、課長補佐、係長の配置についてですが、出先機関があるところもありますので、課長補佐級が多い箇所もあります。今後、効率的な行政運営を行うために、適正な配置についてまた検討し、努めたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

今の山内公室長の答弁の少し補足をさせていただきますが、私ども全てのことを考えてやっておりますので、職員の年齢構成、それから事務事業も移管をされてきて、事業も多くなってきております。そういう中で、係というのも多くなってきてます。何々係、何々係という、そういう係を統率する、まとめるための今は課長補佐、そして副主幹という2つの役職をもって係をまとめる訳ですけども、また、そういう副主幹とか課長補佐が係長を兼務してるところもあります。私はそういう兼務じゃなくて、係長は置いて、その上にそれを統括するような課長補佐及び副主幹を置いていくということのほうが望ましいのではないかと、そういうことも今回の機構改革なり、事務改善、そして事務事業の見直しなど、そういうものを通してそれぞれ課長の課の担当者の方をお願いをしております。住民サービスを向上させるというのが私どもの公務員の第一の大きな仕事ですので、そのためには職員がそういうことに対応出来るような体制を作っていくということが大事であります。それが今、先ほどから申しておりますように、機構改革の原点であります。答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再々質問に対して、ご答弁どうもありがとうございました。

まだまだ質問したいことはたくさんございますが、この詳細については、また総務委員会、また常任委員会でお聞きしたいと思いますので、答弁の方をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問にまいります。

今後の取り組みはについてお伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

古川議員の今後の取り組みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁させていただきました分析及び改良点の洗い出しを行った結果をもとに、町政の重点施策を積極的に推進するとともに、町民の方々に質の高い行政サービスを提供するのはもとより、町民の方々にとって分かりやすい組織体制となるよう、機構の修正を随時行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対して、再質問したいと思います。

問題点の把握を行いながら、分析や改良点の洗い出し等を述べられましたが、日々の業務においてミスや修正部分があったように思われますが、いかがでしょうか。その場で今後起こさないように原因を追求したり、今後起こさんように歯どめ策を検討するなど、内部のチェック機能は当然働いていると思われますが、お答え願いたいと思います。

各課において、今後の内部統制として、整備、文書化しまして、それから運用は、文書化したことを守ることを事項とし、報告は守れたかどうかチェックしながら、最終的には審査を行う、このようなルール作りをするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

古川議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃられるとおり、各課業務を行う中で、様々な問題点は出てくるものと思っております。その中で、各課で対応し、ミスをなくすよう、これは検討するのはごもったもなことでございます。しかしながら、関係する各課が連携しながら、その問題点の解決を図っていくことが重要だとも思っております。議員さんのおっしゃられた意見等は非常に貴重なご意見と受けとめまして、今後検討をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問をいたします。

次に、機構改革を推進する上で、窓口業務や各課の連携等で改革前の課題や改良点など、今回取り組んだ事項があればお伺いしたいと思います。

1点目、窓口業務は改善され、利用者からの苦情はなかったのかという質問に対してお答え願いたいと思います。

政策観光課長（河田 数明）

古川議員の窓口業務における利用者からの苦情についてのご質問に答弁をさせていただきます。

年度当初においては、課の新設や事務移管による課名及び課の配置が変わったこと、また課の所管事務が変わったことにより、町民の皆様にはご迷惑

をお掛けいたしました。苦情等についてはございませんでした。

なお、庁舎1階の構造的な問題から、窓口カウンターが小さくなったことの指摘はございましたが、隣接する課とのカウンターの共有を行い、対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

答弁では苦情がなかったかの質問に対し、なかったとお答えでしたが、実際住民の皆様方から苦情件数の抽出方法はどのようにしたのでしょうか、お答え願います。

住民の方から私の方へご意見いただいた件を申し上げますが、窓口にお問い合わせに行きましたが、数名の担当の方が窓口対応して、その他の職員は窓口に来た人に目もくれず、パソコンに目を向けて相手にせず非常に憤慨したと、それから届け出用紙で分からない事項がございましたが、担当の方がそのことに対してそういうふうな仕方を教えていただきましたが、次の行程でどうしてもこれも必要という事項を詳しく教えていただけなかった、手戻りになって、また次の日に来るようになったと。住民にとってはなかなかこの庁舎に来るのは大変な苦勞で来られて、また2日も予定がつけられなかったと、そういう声も聞いておりますが、それを苦情として前回この質問に関しては、全議員の方から各課の苦情に対して、窓口が目安箱、そういうものを置きまして対応して、そういうことが起こらないように対応しておりますが、最近では1階のフロアでは小型家電の回収箱がありまして、その目安箱とか苦情に対する箱はどうも見受けられませんが、今後そういうふうな苦情に対しての対策をなかったんじゃないかと、こういう声もあるということで担当課の答弁をお願いしたいと思います。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に対しまして答弁をさせていただきます。

大変申し訳ございません、私どもの方に苦情の情報が入っておりませんでした。しかしながら、議員さんの皆様にもおかれまして、そういう苦情等、情報がありました、私どもに是非ともお知らせ願いたいと思います。その情報に基づきまして、今後の改善に役立てていきたいと考えております。

また、先ほど言われました目安箱等は前回やっておったという記憶もございます。今後それをまた再開するかということも含めまして、検討を行いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

目安箱の設置につきましては、もうだいぶん前になりますけども、1年か2年ぐらい設置していた時がありました。そのことは私もすごく関心を持っておりましたので、目安箱の内容を、これは前にも議会の皆様方にご報告したことです。重複すると思いますが、その内容というのが個人に対する誹謗中傷が多かったんです。それで、私どもが求めている行政サービスに対する苦情とかというんじゃなくて、個人に対する誹謗中傷、それもうちの町の職員ではない方、そういう方に対する個人的な攻撃が余りにも多かったので、2年ぐらいでやめたような記憶があります。そのことも議会の方では報告をさせていただきましたけども、ただ目安箱が絶対的なものではないということなんですけども、じゃあどうすればいいか。やはり、私どもが町の職員全員、今、百九十七、八名おりますけども、そういう職員が何かそういうことを聞いたときは、それを聞き流すんじゃなくて、それを苦情とかそういうものは必ず上司に報告をする、上司はその改善をする、また改善が出来ない時は、その上の上司に報告をして改善をしていく、そのことが大事だと思っております。私どもは美辞麗句は聞き流していい、だけど苦情とかそういうことに関しましては、必ず真摯に受けとめて、その対応をすることが大事だと、それが住民サービスの向上につながってまいります、そのようにいつも申し上げております。ご理解ください。

議員（古川 幸義）

要望ですが、やはり目安箱の中にそういうふうなものが目的とは違うそういうふうなことの意見があった場合、それは色んな方の色んな考え方がございまして、その中に1点でも機構改革の我々が気がつかないひずみ等がございましたら、その中から意見を抽出するという姿勢は今後もとっていただきたいと思っております、これは要望です。

続きまして、次の質問に入ります。

各課の連携の問題は改善されたのかということについてお答え願いたいと思います。

政策観光課長（河田 数明）

各課の連携による問題改善についてのご質問に答弁をさせていただきます。

昨年度まで住民課で行っておりました税証明事務の税務課への事務移管及び保険年金事務の流れを整えるために、高齢者保険課への事務移管を行ったこと、また建設課に空き家対策及び町営住宅関係など、複数課にわたる内部的な事務を集約し、一元化を図ったことにより、各課における連携も改善されてきていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これは本当は再質問したかったんですが、要望として上げさせていただきます。

各課の連携とされてきたとお答えされましたが、昨年、教育課と建設課、また健康福祉課から建設課に付託された工事におきまして、工事の発注の方法の仕方や現場の説明不足によるトラブルがあったと聞いておりますが、今後そういうものがないような再度検証していただいて、チェックしていただきたいなと思っております。

これはもう再質問ではございません、要望として取り上げさせていただきます。

続きまして、2点目の移動交通機関の拡充について。

平成30年6月議会において、高齢者の移動交通はどうすればいいのかを質問し、福祉タクシーについてお伺いし質問いたしました。再度質問いたします。

1点目、公共交通機関のあり方と今後の対策について、検討機関はどのようにしているのかお答え願いたいと思います。

総務課長（岡部 登）

古川議員の公共交通機関のあり方と検討機関についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の公共交通機関のあり方を検討するために、昨年度公共交通に関するアンケートを実施し、その結果を議会等でご報告いたしました。また、ホームページにもアンケート結果を掲載いたしました。また、身体的な負担がかからない交通手段が最も望まれている状況であることは間違いなく、この傾向は高齢化が進むにつれて顕著になっていきます。交通弱者である高齢者は停留所まで歩くことが難しいということであり、本町の道路事情なども勘案いたしますと、その方たちを支援出来る最適な制度は福祉タクシーの充実であろうとの結論でございました。

また、地域公共交通会議や法定協議会などの公共交通に関する法令に基づく検討会がございますが、それは単なる公共交通空白地帯の解消を目的とするものではなく、バスやタクシーを何のために運行するのかを明確にするために設置にするものでございますので、今後最も求められている福祉タクシー事業を充実していく上で、新たなバスの必要性や実現性が認められますまでは、これまで申し上げてきましたように、法令等に基づく検討会を設けることは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの回答につきまして、検討会を設けることは考えておりませんというご回答をいただきまして、大変ショックを感じております。この移動交通のことにに関して、平成30年6月に私は一般質問をしておりまして、回答をいただいたのは、町長がお答えになられとんですが、これは会議録を私は持ってきまして、読み上げさせていただきます。

地域公共交通会議を立ち上げまして何らかの形で社会実験なども行い、そこで研究していく必要があると考えておりますという町長、首長さんからのご回答をいただきまして、1年たった今、総務課長が法令に基づく検討会を設けることは考えておりません、こういうふうに答えられるということは、1年前に首長が答えられたことに対して、課長が否定することになりますよ。これは会議録ですから、これは公文書です。これは、どうしてこういうふうに変ったのか納得が出来ませんので、お願いします。

総務課長（岡部 登）

ただいまの古川議員さんの再質問に答弁させていただきます。

ただいまお示しいただいた会議録以降に、この公共交通に関するご質問を議会等で複数回答弁させていただきましたが、その都度内容を見直し、課内で検討を重ねました結果、これは明らかに福祉タクシーなり、ドアからドアへ移動する、そういったことを住民の方が求めておるということが、それが明らかになりましたので、そういうふうに変更させていただきました。決して町長さんのご意見を否定するといったものではございません。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これもまた我々議会の方には行財政改革特別委員会というものがございまして、今回からございません。その機構改革も含め、公共交通機関のあり方として考えるところがございませんから、何らかの形でこういう形をしていただきたいと、これは私の要望でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目、福祉タクシーの利用者に対して、今後要望等ございましたらお答え願いたいと思います。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の福祉タクシーの利用者に対し、今後の要望についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今議会において、高齢者福祉タクシーの利用費拡充の予算を提出しております。今回金額を5,000円から1万円に、また年齢を80歳から75歳に引き下げをしました関係で、初めて使用する方もいらっしゃると思いますので、利用者の皆様に友人や近隣で乗り合わせて買い物や食事に行くなど、外出機会を多

く生み出せる活用方法の工夫をしていただけるよう、交付申請のご案内時や窓口でのチケット交付時にチラシ等を活用して周知していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

時間がありますので、もう少し質問させていただきます。

再質問ですが、利用者に有効活用していただくために、例えば同じ目的地があるんだったら同じ時間帯に合わせたり、また複数乗り合わせで時間帯を合わせたり、いろんな面で利用活用などの提案を、これは行政側から利用者にも有効な利用を促していくという努力を今後していくのかどうか、時間の許す限りお答え願いたいと思います。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の再質問について答弁をさせていただきます。

同じ目的地とかそういった部分で乗り合いを時間的な部分のセットとかというのは、今現在は考えておりませんが、ただいま申しましたチラシの中にそういった部分も含めて、ご案内はさせていただこうかと思っております。

以上でございます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、福祉タクシーは、昨年も私は福祉タクシーに対しての増額とか、それから年齢の引き下げを質問いたしまして、ほかの議員の方からも多数福祉タクシーについての要望を行政側に訴えてきたと思いますが、また今回より福祉タクシーの増額、5,000円から1万円、それから年齢も75歳の引き下げと、本当にこれは町民にとってありがたいことだ思っております。この場をお借りしましてお礼を述べさせていただきます。私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって10番 古川 幸義議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を10時40分、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

議長（村井 勉）

休憩前に続きまして一般質問を続けます。

次に、9番 小川 保君。

議員（小川 保）

失礼します。9番 小川 保です。

一問一答方式にて一般質問をいたします。

本日は、丸尾町長、私ども議員一同、ともに新しい任期に入り、第1回目の一般質問です。心機一転、町当局と議会が互いに切磋琢磨しながら、多度津町の発展のために、多度津町民の福祉の向上のために頑張っていかなければならないと決意を新たにしたところでございます。その決意のもと、2点質問させていただきます。

1点目は、多度津町の財政状況と新庁舎の進捗状況並びにその方向について、2点目は、元町遊水地箇所の内水排除用のポンプ更新計画を含む防災計画について、以上の2点でございます。

まず、多度津町の財政状況と新庁舎の進捗状況並びにその方向について。

お手元に配付をさせていただいておるかと思いますが、1月23日の四国新聞に、「多度津町の課題」というタイトルの記事が掲載されました。そこでは多度津町の課題として大きく2点、町債などの借金と人口減少への対策について問題提起されております。中でも多度津町の借金の問題は、本町にとって長年の懸案であります。財政規模に対して、今後負担する負債の割合を示す将来負担比率は、2007年度には318.5%と早期健全化団体に転落する一步手前まで迫りました。色々な対策を進めた結果、改善は進みましたが、依然として県内ではワースト1位とのことであります。多度津中学校や消防庁舎の建て替えなど、南海トラフ巨大地震を見据えた防災事業により町債の残高は増加しており、老朽化や耐震性の問題を抱える庁舎の移転整備も計画が進んでいる中、町債などの借金の問題は、財政運営の大きな足かせとなっているとしています。町長はじめ、町当局の方々はこの記事をお読みになったと思います。

そこでまず、多度津町の財政状況についてどのように考えていますか、現状認識をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

今の小川議員の多度津町の財政状況の現状認識についてのご質問に答弁をさせていただきますが、まず四国新聞に載った記事、あれは私が四国新聞の記者に話をしたことでありまして、私が町長に就任させていただいてからずっと同じようなことをお話をしている訳なんで、財政状況が悪い、悪化している、今悪化しているんじゃないんで、私が町長に就任させていただいた時よりかは良くなっています。そして、だから色々な事業を始めている訳ですけども、私が町長に就任させていただいた平成23年です、その時に初めての議会の前、私の公約として、まずは行政運営の基盤、ベースとなるのは健全な財政運営ですということをお話をしました。その中で、今のその当時の財

政状況を鑑みて、私がやらなければいけないこと、5つのことを申し上げました。

1つは、財政規律を守るということ。これは、今、多度津町の標準財政規模が約53億円ぐらいです、人口2万3,500人ぐらい、その中でそういう身の丈に合ったような財政運営をしなければいけないということ。

もう一つは、限られた財源の中で優先順位を決めるということ。それは、何が今一番大事なのか、そういう優先順位を決めて、それを選択と集中という考えの中でやっていく。私が最初に選択したのは、災害に強い安心・安全なまちづくりと子供の教育環境を充実するという2つのことをまず優先とさせていただきます。今もそれが続いている訳ですけども、その中で今残っているのが役場庁舎と福祉センターです。これは早くやらなければいけない、建て替えをしなければいけない、これは町民の命を守るための喫緊の課題だと思っております。それをすれば、公共施設の中で耐震が出来ていないのは終わると考えております。今この町民の命を守るという中におきましては、早く庁舎とそれから福祉センターの建て替えは非常に必須な条件だと考えております。

それともう一つは、町民の大事な税金を活用して町政運営を行っておりますので、費用対効果を考える、町民の皆様から預かっている税金を有効に使わなければいけないということ。

そして、4点目としては、今、財政調整基金という家庭でいえば貯金です、各家庭の貯金に当たるのが私ども行政では財政調整基金と言います、その貯金が1億円を切っていた時代もありました。平成17～8年の頃、まだちょうど私が町議会議員の頃でありますけども、その頃は何も出来ない、お金がないから何も出来ないという時代が4～5年続きました。そういうことのないように、まずはその時は財政調整基金は1億円を切る時もありました。それでは何も対応が出来なくなる、いざというときに非常に困るので、財政調整基金というのを私の目安として10億円から15億円ぐらいは積み立てておかなければ、何かのときには対応出来なくなってしまう、そういう中で15億円というのを私の感覚の中で決めさせていただきました。今は21億円ぐらい、今、財政調整基金は20億円から21億円ぐらいあります。私がある時に守ったのは、財政調整基金が10億円を下回れば、新しい事業には取り組まない、これは自分自身で、また、その課長会の中ではお話ししたことはありますけども、そういう中で今回も20億円を超えて今基金がありますので、この時にやっておかなければいけない。今、言いましたこの役場の庁舎と福祉センターの建て替え、これを全てこれで耐震関係、また今は全て建て替えを行っておりますので、新規の事業としては一つも行っておりません、全てが耐震化の問題、

町民の命を守るための施策、事業、施設整備です。そういう中で、これでもう出来るんじゃないかなと。

多度津町の借金が多くなった原因というのは、新しく始めた事業ばかりです。1つは上水道の関係、それから公共下水道の整備、公共下水道だけでいっとき100億円以上の借金がありました。そして、水環境創造事業という下水の再生水の再利用、この事業は全て3つとも新規の事業です。この新規の事業を行ったために、借金が多くなって膨らんでしまいました。それがいまだに財政に対して大きな影響を与えている訳でありますけども、私が町長に就任させていただいた時に、借金は必ず返済していかなければいけません、借金を返済しながら、新たに町民のニーズに応えるため、町民の皆様方の幸せの向上のためには、新たな借金もしていかなければいけない、そういう中で借金を返済しながら、借金をしていかなければいけないという苦しい財政運営を乗り切ることが非常に大事であり、その中で財政を健全化していくということ、それをまず第一義的に考えて、今、私が申し上げましたような基準を考えた訳です。その中で今財政運営を行っております。少し長くしゃべってしまって申し訳ありませんが、それでは小川議員のご質問に対しての答弁をさせていただきます。

本町の将来負担費率は、平成19年度には318.5%という早期健全化団体になる350%に迫る非常に高いものでありましたが、その後事業の見直しなどによる財務残高の圧縮や基金残高の確保等に取り組んできました結果、平成25年度の108.5%まで下降を続けてまいりました。しかし、その後東日本大震災の教訓を受け、南海トラフ地震に備えるための防災対策として、多度津中学校、消防庁舎、白方小学校、緊急避難路等の大型建設事業を実施いたしました。この間、地元企業の撤退や景気低迷の影響もあり、自主財源の根幹である町税収入が大幅に減少するなど、非常に厳しい財政状況となりました。このため、将来負担比率は、平成26年度からは上昇傾向に推移し、平成29年度におきましては138.8%となっています。今後は少子・高齢化の進展に伴う社会保障経費の増加が見込まれることに加え、耐震化が出来ていない庁舎と福祉センターの整備が急務となっていることから、将来負担費率はさらに上昇する見込みであり、引き続き計画的な財政運営を行っていく必要があると認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。時間が随分経ってしまいましたので、次はまた簡潔によろしくお願いいたしますと思います。

町長初め、町当局の方々の努力の結果、改善はしてきたものの、引き続き予

断を許さない状況にあるという現状認識であったと思います。今後とも財政運営には留意していただきたいと思いますし、私ども議員も二度と2007年のような状況にならないように、チェック機関としての役割を果たしていかなければならないと考えております。

新庁舎の建設については、今後の財政運営の鍵を握ると言っても過言ではありません。

そこで、現在計画進行中の新庁舎及び新福祉のセンターの各セクションの予算の見込み額と、その財源となる資金調達の見込みについて概要をお答えいただきたいと思います。お願いします。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の新庁舎及び新福祉のセンターの予算の見込み額と、その財源についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在工事をしております新庁舎整備基本計画の概算事業費の内訳につきましては、庁舎駐車場附属塔及び外構整備工事費並びにその他経費として基本実施設計業務委託料、施工管理業務委託料、CM業務委託料を概算事業費として試算しており、庁舎棟で24億8,000万円、ホール棟で7億4,000万円の合計32億2,000万円としております。その財源内訳につきましては、庁舎棟が緊急防災・減災事業債15億4,000万円、一般単独事業債5億4,000万円、庁舎建設基金1億8,000万円、一般財源2億2,000万円と計画しております。また、ホール棟について、基本計画策定時点では、国の社会資本整備交付金の都市再生整備計画事業としまして2億9,000万円、公共事業等債3億9,000万円、一般財源6,000万円と計画しておりましたが、平成31年3月28日に公表予定である立地適正化計画と連動した計画とすることで、通常は事業費の40%が国費交付額になりますが、立地適正化計画策定後の事業費に対しましては、補助率が5%嵩上げされ、45%の国費交付額となります。従いまして、都市再生整備計画事業としまして3億3,000万円、公共事業等債3億6,000万円、一般財源5,000万円と計画の見直しをしております。基本計画に記載していないその他の必要経費といたしましては、確認申請などの手数料及び開発行為の設計業務委託料、新庁舎のオフィス環境整備計画についての業務委託料、什器備品購入費、新庁舎第2駐車場の土地購入費及び設計業務委託料並びに造成工事などで約3億5,000万円程度必要と考えております。これらの経費の財源につきましては、一般単独事業債と一般財源で計画しております。なお、今後事業を進めていく中で、全体事業費の抑制に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。詳細な説明で大体の概略が理解出来ました。

新庁舎及び新福祉センターの周辺設備についても多額の費用がかかると思います。庁舎への進入路など、関係道路やパーク・アンド・ライド駐車場、その他必要となる構築物について、各セクションの予算の見込み額とその財源となる資金調達の見込みについて、概要をお答えいただきたいと思います。また、庁舎棟及び周辺整備の予算総額、見込みで結構ですが、町債残高はどのように推移すると見込んでおりますでしょうか、また、今後の町財政はどのような状態になるのか見込んでいるのかお伺いをいたします。お願いします。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の周辺整備の予算見込み額とその財源についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在整備を進めております周辺整備につきましては、5カ年で実施する内容を定めた多度津駅周辺地区都市再生整備計画に基づき、国の社会資本整備交付金を活用し、都市再生整備計画事業としてホール棟とその周辺施設の整備を進めております。当初計画は、平成29年度に作成したものであるため、現在新庁舎整備基本計画の内容を踏まえ、ホール棟の整備などを盛り込んだ新たな計画を国に申請し、現在内諾をいただいているところです。新たな計画における基幹事業の内容は、ホール棟を仮称ではありますが、「地域交流センター」として計上するとともに、道路整備、駅前広場整備、跨線橋へのエレベーターの設置となっており、このうち道路整備、駅前広場整備、エレベーター設置に関する整備の見込み額とその財源について説明いたします。

まず、道路についてですが、具体的には、町道255号線において、自動車学校横から新庁舎建設予定地までの道路拡幅及び町道20号線から駅東側に進入する白井工務店横の道路交差点改良並びに駅東側のロータリー機能を確保するため、幸見通り跨線橋地先から町道20号線までの町道新設整備を4億5,400万円を計画しております。なお、新庁舎建設予定地の前面道路の拡幅は、現在の都市再生整備計画事業には含まれておりませんので、今後、前面道路の整備につきましても検討が必要と考えております。

次に、駐輪場を含む駅前広場の施設整備として1億6,900万円を見込んでおります。跨線橋へのエレベーター設置につきましては、当初事業費を2億1,000万円と見込んでおりましたが、JR四国と設計協議を行った結果、現在国に申請している新たな計画においては、事業費を2億2,700万円としております。これらは駅舎側のエレベーター設置に関して、送電線架線との離隔や防護に要する費用、また当初エレベーター設置について計画しておりました場所に信号通信線が埋設されており、何らかの措置を講じてこれらを回避する必要が生じたためでございます。JR四国とは協議を継続して行ってお

り、現時点での協議では、エレベーター設置位置の見直しを行い、エレベーターの設置場所をコンビニエンスストア側に移動し、その間の15m程度を連絡通路で整備することにより、将来の駅舎改修時にも柔軟に対応が可能となるよう配慮しながら、さらなる検討を行っており、今後これらをもとに具体的な設計を進めてまいります。

ここまでの内容をまとめまして、道路、駅前広場、エレベーターに関する事業の事業費の合計見込み額は事業費8億5,000万円となっております。

一方で、この都市再生整備計画は駅を中心としたまちづくりとして、駅周辺の活性化のための事業計画となっております。現在策定中で、平成31年3月28日に公表予定である立地適正化計画と連動した計画とすることで、通常事業費の40%が国費交付額ですが、立地適正化計画策定後の事業費に対しては、補助率が5%嵩上げされ、45%の国費交付額となります。従いまして、先ほどの合計事業費に対しまして、約3億7,880万円の国費交付額となっております。これらの周辺整備につきましては、優先度や財政状況を考慮し、事業費の平準化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（岡部 登）

私からは、小川議員の町債残高の推移見込みと町財政についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど説明のありました庁舎等及び駅周辺整備の経費を見込みますと、平成29年度末に126億円であった一般会計の町債残高は、庁舎等の完成年度である2020年度末に最も高くなり、30.2億円増の156.2億円になると見込まれます。これに伴いまして、将来負担比率も2020年度末には最も高くなり、平成29年度末の138.8%から43.2ポイント上昇して182%になる見込みでございます。平成22年度の将来負担比率が196.9%でございましたので、これに近い比率となります。庁舎やホール棟につきましては、今後50年程度にわたって使用するものであり、世代間の財政負担の平準化という観点から、一定程度起債による財源確保が必要であると考えておりますが、このような将来負担比率の上昇を少しでも抑制するためには、緊急防災・減災事業債等の有利な起債や国、県等の補助制度を全ての事業で最大限に活用していくことが極めて重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

国の緊急防災・減災事業債や補助制度を有効に活用していくとのことですが、町債の残高は確実に増えていくのだと思います。

そこで、それが今後実施すべき行政施策に及ぼす影響について、またその対

応策についてどのように考えておりますか、お伺いします。

総務課長（岡部 登）

ただいまの町債残高増加の影響と対応策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

借金であります町債残高の増加は、借金の返済額である公債費の増加につながります。公債費は人件費、扶助費と同じく、任意に節減することが極めて難しい義務的経費であり、これが増えますと財政の硬直化を招きます。硬直化した財政状況では資金繰りが厳しくなり、収入の不足を財政調整基金で補うこととなります。財政調整基金は、将来負担比率が最悪であった平成19年度末では1.9億円しかございませんでした。これは、不測の事態に対応出来る財政状況ではなく、議員がおっしゃられるとおり、まさに二度とこのような状況になってはならないというものであります。現在、財政調整基金残高は21億円を超えておりますが、これまでに実施してきた大型事業に関する公債費増加の影響などで今後は減少する見込みでございます。このような状況を踏まえ、歳入歳出両面での見直し、改善に取り組んでいく必要があります。歳入におきましては、ふるさと納税の推進や未利用地の売却によって、新たな財源の創出を図ってまいります。歳出におきましては、現在実施中の事業については、時代的使命を終えたものや費用対効果の低いものを縮減、廃止することによる財源の確保を検討してまいります。

また、今後実施するものについては、長期的展望に立って、緊急性、効果及び関連事業への影響を勘案して優先順位を決め、選択と集中のもとで行うことを徹底し、現在進めている庁舎等についても、利便性、機能性、安全性を兼ね備えながら、ぜいたくなものではなく、身の丈に合った施設にしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございました。今後とも財政運営については十分にご留意していただけますようお願いして、次の質問に入ります。

2点目は、元町、遊水地箇所の内水排除用のポンプ更新計画を含む防災計画についてであります。

一昨年、つまり平成29年9月の町内水害により、たくさんの住居など住民の財産が床上浸水の被害を受け、住民の財産が失われました。これまで講じた対策にもかかわらず起こった水害に、住民の皆さんにはまたかとの思いもあったかと思えます。

町行政と被害地区の住民による話し合いを何度も重ねてきました。その折の打ち合わせの状況や住民からの要望などについて記録を取っているかと思

ますので、その概要をお聞かせください。

建設課長（三谷 勝則）

それでは、小川議員の被害地区住民との打ち合わせ状況及び要望の概要についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成29年9月17日の台風18号に伴う大雨による浸水被害を受け、9月22日に、被害の大きかった地域の自治会長など代表者にお集まりをいただき、被害状況の確認や要望事項をお聞きいたしました。

要望事項については、早急な再嵩上げの工事の実施要望、地元、茂八遊水地のポンプ能力の増強の要望、桜川最下流に設置された桜川排水機場のポンプ能力の増強など、施設の整備や増強の要望でありました。また、浸水被害が出ているにも関わらず、水害広報や防災無線等での情報提供がなかったなど、ソフト面での改善についての要望などがありました。このような浸水被害の状況や要望事項を取りまとめ、町及び町議会より、護岸の再嵩上げや台風等による大雨と満潮時が重なった場合における桜川から海への必要排水量の検討及び桜川排水機場の排水能力の状況に対する支援を含めた抜本的な対策の実施、桜川水系治水対策について、弘田川水系も含めた総合的な治水対策の検討を再度災害防止のための要望書として桜川の管理者である県知事へ9月29日に提出をいたしました。その後、県により桜川護岸の嵩上げ工事については早急に実施をしていただけるなどの回答をいただき、平成29年10月4日に、県知事要望についての報告を浸水被害エリアの自治会長及び世話役の方にお集まりをいただき、報告をいたしました。その報告会での要望事項としては、再嵩上げの工事の次年度台風シーズンまでの完了や桜川へ排水している水路からの逆流に対して、逆止弁の未設置箇所の調査及び設置や遊水地にたまった土砂の浚渫及び内水排除ポンプの増強など、ご要望やご意見を多数いただきました。再度嵩上げの工事の実施については、設計、工事着手など各段階において、地区ごとにご意見、ご要望等を反映できるよう、説明会を通じ意見交換を重ね、台風時期の前には嵩上げ工事が完了したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。建設課長には丁寧にご説明をいただきました。

その内容については、この2年間において皆さん重々承知していただいた内容だと思います。

ただ、今後の防災計画、それについて再度質問をさせていただきますが、そのときに策定した防災計画について、その概要を時系列にお示してください。

また、その防災計画が実施された時期、内容について概要をお話しいただき

たいと思います、お願いします。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の防災計画の概要、実施時期、内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

防災計画についてですが、昨年6月議会の議員ご質問の中でも答弁をさせていただきました。

栄町地区西水戸ポンプ場遊水地と元町地区の茂八ポンプ場の遊水地の浚渫工事につきましては、昨年6月末に入札発注し、8月末に堆積した汚泥の取り除きを完了し、遊水地機能の改善を行っております。

また、遊水地に流れ込む多度津高等学校北側の水路の嵩上げ工事につきましては、昨年12月に工事を完成しております。

次に、排水施設でございますが、栄町地区西水戸遊水地に設置されたポンプ場につきましては、口径500ミリのポンプを1台増設し、毎分32トンの内水排除の増強を図る計画を立て、昨年7月、入札発注し、本年1月末に竣工しております。元町地区の茂八ポンプ場については、老朽化したポンプの更新計画を立て、既設ポンプの口径300ミリ、排水能力毎分10トンに口径400ミリ、排水能力毎分20トンに能力アップを図る計画を立て、昨年7月よりポンプ製作の工事発注を行い、今月末までにポンプの設置を完了する予定でございます。

次に、災害時の水位情報として県へ要望し、昨年10月危機管理型水位計を桜川及び小桜川の2カ所に設置をしていただきました。水位情報として、国ウェブサイト「川」の水位情報で、今年度中に閲覧できる見込みと聞いており、閲覧可能となりましたら、町ホームページへのリンクを貼りつけ等により情報提供を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

時間の関係上、実は先ほどの建設課長のご答弁の中で、毎分10トンを毎分20トンにするというお答えがありましたけれども、口径の計算式でいきますと、それは1.8倍程度しかないというふうに計算されますが、恐らく水量のパワーについてのポンプ能力、これも加味されておるのかなというふうに想像をしております。こういった内容については、また後日の委員会の詳細をお知らせ願えたらと思います。

それから、併せてまだ着手できていない計画もあると思いますので、時間が非常に迫っておりますけれどもそれらの計画をどのように実施していこうとしているのか、今後の予定についてその概要をお伺いします。

また、31年度当初予算の中に、それらに関係する直接的、間接的な経費が計上されていると思いますが、その概要も併せてお願いをしたいと思います。
お願いします。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の未着手の計画の実施及び今後の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

昨年2月より、県及び町の関係部局をメンバーに、相互連携し進めております桜川流域における総合的な治水対策の検討について、台風18号による洪水の情報を参考データとして作成した流出氾濫解析モデルをもとに、桜川流域において考えられる災害防止の対策案を実現性、治水効果、コスト等を勘案し、対策案の検討を行っております。検討内容につきましては、今後ご報告をさせていただきます。

桜川の増水時の内水排除の対策として、必要箇所へのポンプ施設の設置及び規模についても検討し、計画実施をしてまいります。また、住宅地の内水排除については、水防本部所有の可搬ポンプにより、対応を引き続き行ってまいります。

なお、31年度当初予算に関する経費につきまして、ポンプ施設関連では、桜川排水機場のNo.1ポンプ口径700ミリ及びNo.2エンジンポンプ用原動機、No.2自家発電機等の経年劣化に伴う部品交換等の修繕整備費用や佐柳島の排水ポンプの更新及び堀江地区宮ノ前排水ポンプの整備費用について予算を計上しており、また下水道会計で所有する新町排水機場等のストックマネジメント計画策定業務委託や堀江第1ポンプ場のNo.3ポンプ羽根車交換工事の費用を計上しております。

町内の各排水施設の適切な維持管理に努めてまいります。なお、桜川堤防の嵩上げ実施に伴い、河川にかかっている町道及び施設の橋梁部分については、通行確保上、嵩上げ工事が出来ていないため、増水時には橋の開いた部分の両側に堰板やボックスウォールを設置して、河川外への流出を防ぐための対応をすることとしており、設置時に水圧による崩壊を防ぐ土のうによる補強が必要であり、昨年度災害時対応を検討し、平成31年度より災害時の道路等水防対策業務委託費として予算を計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

時間の関係上、実はその内容について金額を確認したいなと思っておりましたけれども、これも後日の委員会で具体的な金額とその計算の根拠を確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

町民の生命、財産を守るということは行政の最大の使命だと思いますので、今後とも最善を尽くしていただけますようお願い申し上げます。

結びに、冒頭にも申し上げましたけれども、新しい任期に入りましたので、心機一転、町当局と議会が互いにそれぞれの立場で多度津町の発展と多度津町民の福祉の向上のために頑張っていきますようお願い申し上げます。

3期目の丸尾町長のリーダーシップに大いに期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって9番 小川 保議員の質問を終わります。

次に、5番 中野 一郎君。

議員（中野 一郎）

失礼します。5番 中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問いたします。

1、内部統制の導入について、2、予算について、3、外国人対策について質問いたします。

まず、内部統制についてです。

内部統制については、2016年3月に第31次地方制度調査会より、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申が发出され、2017年6月に地方自治法が改正されました。この改正では、都道府県知事と指定都市の市長に対して、財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき、必要な体制を整備することを求めています。この改正は、指定都市以外の市町村は努力義務であって、法律で強制はされていません。しかし、多度津町の職員による業務処理が適正に実施されて執行する主体である町長みずからが行政サービスの提供等のリスクを評価したり、コントロールするためには、業務処理の適正な執行を確保することを目的としたこの内部統制を多度津町に導入すべきであると考えますが、これについての町長のお考えをお聞きします。

まず、内部統制の導入が必要と考えるかどうかについてお尋ねします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員ご質問の1点目、内部統制の導入が必要と考えるかどうかについての答弁をさせていただきます。

地方自治法の改正により、内部統制制度を今回導入するその背景には、地方自治体職員による不祥事などが後を絶たないこと、少子・高齢化や行政制度の複雑かつ多様化、地方分権改革の進展による地方公共団体の責任領域や自己決定権が拡大していることなどがあり、事務事業の適正な管理及び執行や

職員の意識の向上を図るため、本制度を導入するものと国はしております。当町におきましても必要であるものと考えておりますが、多くの自治体におきましては、従前から独自に、また個別に内部統制に関する運用や体制が整備されてきているものと考えております。都道府県知事及び政令指定都市の市長は、平成32年度までにこの内部統制制度の導入が義務づけられておりますが、その他の市町村は努力義務となりました。内部統制制度の導入が法的に義務化はされておりましたが、より実効性や有効性を高めるため、新たな対策について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今、町長より、内部統制は必要であり、より実効性や有効性を高めるために新たな対策を検討してまいりたいというお話がございました。必要であるということですので、今後内部統制の整備をどのように進めていくかをお聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員ご質問の2点目、今後必要であれば内部統制の整備をどのように進めていくかについての答弁をさせていただきます。

本町における内部統制に関する現状でございますが、まず倫理面に関しましては、コンプライアンス条例を定め、職務を遂行するに当たっての法令遵守体制に関して必要な事項を盛り込み、その管理体制といたしまして、コンプライアンス委員会を設け、公正な職務の遂行の確保を図っております。

次に、職員の意識啓発に関しましては、職員個々の能力及び意識などを高めるため、職階に応じた研修を継続的に実施しているところでございます。

さらに、会計事務の執行に関しましては、会計管理者が日々確認しており、加えて財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理に関しましては、議会選出の監査委員を含め監査委員2名体制により、歳入歳出全般にわたり監査をいただいているところであります。

町政全般にわたりまして、町議会及び町民の皆様のチェック機能が働いているものと考えておりますが、現在の体制の整備や運用の充実を図りつつ、本制度の導入が法的に義務化されました都道府県及び政令指定都市の導入事例の情報収集を行い、新たな対策についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

同じく、内部統制の3点目の質問をさせていただきます。

内部統制制度の導入効果として、危機管理、リスク管理、監査体制の強化が

考えられますが、どのような整備を図っていくかお尋ねします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の3点目、内部統制制度の導入効果として、危機管理、リスク管理、監査体制の強化が考えられますが、どのような整備を図るかについて答弁をさせていただきます。

先ほども町長から答弁させていただきましたとおり、災害などの危機事象や通常業務としての契約業務、公金管理、法令遵守などについて、現在の体制の整備や運用の充実を図りつつ、導入事例の情報収集を行い、新たな対策についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

同じく、内部統制の4点目の質問をさせていただきます。

情報漏洩や不正会計を防止するために、職員の意識改革が必要であると考えますが、どのような対策を講じていくかをお尋ねします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の4点目、情報漏洩や不正会計を防止するため、職員の意識改革が必要であると考えますが、どのような対策を講じていくかの答弁をさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、従来の取り組みが適切であったか見直しを行い、チェック体制の見直しや管理監督者の研修強化などを行いながら、導入事例の情報収集を行い、新たな対策についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

以上で内部統制の質問は終わりますが、情報漏洩や不正会計が起こってからは遅いので、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次、予算についての質問に移ります。

多度津町産の農水産物を活用した商品開発事業補助金交付要綱の進捗状況についてお尋ねします。

町内産の農産物を活用した商品開発を実施する事業者等に対し、予算の範囲内において商品開発に必要な補助をすることにより、農産物の新たな付加価値を創出する事業を促進し、町内農水産業の振興に寄与することを目的に策定された要綱が平成30年9月に策定されましたが、その進捗状況と成果についてお聞きします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の多度津町産の農水産物を活用した商品開発事業補助金交付要綱

の進捗状況について答弁させていただきます。

この要綱は、平成30年9月議会において予算の議決を受け、同年9月26日に制定いたしました。要綱制定後の状況といたしましては、2件の申請がございました。

1件目は、多度津高校より申請のあった町内産の白方カキ、オリーブオイル、オリーブの新漬け等を活用したカキのアヒージョのレシピづくりでございます。県内レストランの調理長からの助言を受けながら、1月26日に同校の施設内において、産業課も参加して試作品を作成いたしました。

2件目は、町内の事業所より申請のあった町内産の「おいでまい」のくず米の米粉を活用した人形焼きでございます。2月22日、25日の地方新聞に掲載されましたとおり、商品化が進んでおります。平成31年度事業分におきましても、既に数件の問い合わせがあり、様々な商品開発が見込まれております。本町といたしましては、このような機運のさらなる醸成を図るため、多度津商工会議所、JA香川県及び各漁協、並びに各事業所等と意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ただいまの答弁の中で再質問させていただきます。

平成31年度事業分において、既に数件の問い合わせがあり、また色々な商品開発が見込まれると言われましたが、どのような食材、産物が使用される見込みがあるかお尋ねします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

多度津高校、また町内の酒造会社、町内事業者から町の代表的な農産物でありますシャインマスカット、またミニトマトを活用した商品開発を行いたいとの意見を伺っております。農水産物の消費拡大及び特産品の開発のために各事業所に寄り添い、後押しができるように努めてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

予算のもう一つの質問で、平成31年度予算に初めての歳入項目に上がった地方譲与税の中の森林環境譲与税に関する歳出、使い道についてお尋ねいたします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の森林環境譲与税に関する歳出につきまして答弁させていただきます。

森林環境譲与税は、平成31年9月に第1回目の交付が予定されております新しい地方譲与税でございます。地方譲与税は、決算統計では一般財源扱いとなりますが、国が提示している同譲与税の用途は市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備、及びその整備に関する費用とされております。2015年農林業センサスによりますと、本町で林業に従事している方、事業所はございません。このため、林業に直接関わる事業はないと考えておりますが、普及啓発活動や教育活動は実施しなければならないというふうに考えております。このため、平成31年度の乳幼児健診時にゼロ歳児の保護者に対し、木製おもちゃを配布し、木育推進を行う事業を新たに計画しております。また、町民の方が緑と触れ合う「桜の森高原」の適切な維持管理を図るためにも、同譲与税を活用したいというふうに考えております。

森林環境譲与税は、毎年交付されることが見込まれておりますので、今後も木材利用の促進や普及啓発活動のさらなる研究を行い、有効な活用方法を検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ただいまの答弁の再質問をさせていただきます。

ただいま答弁の中で、31年度乳幼児健診時にゼロ歳児の保護者に対し、木製のおもちゃを配布し、木育推進をされるというふうに伺いました。この木製のおもちゃというのがどこで購入されるか分かっているならば、教えていただけますか。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

木製おもちゃの購入先は、琴平町にございます障害者福祉サービス事務所の「ねむ工房」を予定しております。これは、近隣市町に木製おもちゃを製造している事業所が少ないこと、また地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、随意契約が出来る場合として、障害者総合支援法第5条第12項に規定されている障害者支援施設等に該当することなどを考慮しておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、3番目の外国人対策についてお尋ねします。

多度津町の在留外国人の市町村人口に占める割合は、平成26年末現在においては432人で、人口に占める割合は1.88%で、香川県ではその時は2位でありました。しかし、平成31年2月1日現在は985名になり、人口に占める割合は

4.20%、県下平均は1.28%と香川県1位に今なっています。しかし、そのような中で、他の市町村は、外国人住民が参加できる交流事業を積極的に行っていますが、多度津町の国際交流協会は交流事業をほとんど行っていないのではないのでしょうか。外国人住民を取り巻く課題は多くありますが、外国人対策についてお聞きします。

まず、町内在住の外国人の急増の要因と今後の見通しについてお尋ねします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の町内在住外国人の急増の要因と今後の見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご指摘のとおり、本町における外国人住民の人口は増加傾向にあり、その要因として、推測ではございますが、平成26年の出入国管理法の改正により、新たな在留資格である高度専門職が創設されたことや専門的、技術的分野における外国人の受け入れに関し、従来個別に在留資格を設けていたものを、企業などのニーズに柔軟に対応するための包括的な在留資格として、技術、人文知識、国際業務として整備されたことに加え、平成28年の技能実習法の成立により、技能実習期間が従来の3年から最長5年に延長されたことや受け入れ人数や対象職種の拡大と技能実習生に対する受け皿が拡大されたことなどにより、外国人が入国しやすい環境、また雇用する側が外国人を受け入れしやすい環境になったことが要因ではないかと考えられます。

また、本町において、特に外国人住民が多い理由といたしましては、地理的特性により、臨海工業地帯を抱えることから、造船所など、工場が多数存在することが最大の要因ではないかと考えられます。今後の見通しといたしましては、本町においても、日本人人口が生産年齢人口より下の世代において減少傾向にあること、また昨年12月の国会において、出入国法の改正が成立したことにより、平成31年4月から新たな外国人材の受け入れのための在留資格であります特定技能が創設されることにより、外国人労働者の受け入れがさらに拡充されることから、今後も外国人住民人口の増加傾向は続くものと思われま。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、在留外国人の例えば永住者とか技能実習生等の構成比についてお尋ねいたします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の永住者、技能実習生などの構成比についてのご質問に答弁させていただきます。

本町における住基法に基づきます外国人住民に関しましては、出入国管理特例法により永住資格が認められている台湾、朝鮮半島出身者と及びその子孫である方々以外は全て出入国管理法に基づく在留資格を有しております。

在留資格は現在33種類あり、具体的には前述いたしました特別永住者以外の永住者や技術者、通訳、語学教師等、技術、人文知識、国際業務、また難民や中国在留邦人等の定住者や日本人の配偶者など、さらにはインターンシップや建設就労者、造船就労者等が対象となる特定活動や外国人技能実習制度を利用して来日する技能実習といった資格がございます。また、技能実習の資格につきましては、活動機関や受け入れ先によって、技能実習1号イから技能実習3号ロまで6種類に細分化されており、例えば技能実習の1年目で企業が受け入れる実習生は、技能実習1号イとなり、技能実習4年から5年目で中小企業団体や商工会議所等が受け入れる実習生は、技能実習3号ロとなります。直近のデータである3月1日現在、本町における外国人住民の在留資格別構成比といたしましては、総人口968人中、最も多いのが技能実習の465人、次いで特定活動の261人、さらに永住者の77人と続き、以上、上位3種類で全体の83%を占めている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、外国人とのコミュニケーション支援の課題と対応策についてお尋ねします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の外国人とのコミュニケーション支援の課題と対応策についての答弁をさせていただきます。

これまで外国人のコミュニケーション支援について、要望や苦情などはありませんでしたので、町として直接事業等は行っておりませんが、町内では多度津日本語交流の会、通称「たにこ」という団体があり、多度津町近隣に住む外国人への日本語教育や生活情報の提供、異文化理解に関するイベントを実施しています。現在、多度津町国際交流協会では、多度津町の国際化の推進に寄与するボランティア団体の活動に対して支援を行っており、「たにこ」の活動に対しても支援を行っています。今後、外国人労働者の受け入れ拡大に伴い、コミュニケーション支援や交流の場の提供の必要性が高まることが予想されるため、多度津日本語交流の会のようなボランティア団体の活動が増えるように、国際交流協会の支援活動について、広報等を通じて周知をしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今、多度津町にいる外国人の中で一番多い技能実習生修了後の動向についてお尋ねいたします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の技能実習生の修了後の動向について答弁をさせていただきます。

外国人技能実習生を多く雇用しているのは、西港町の造船関連会社や町内の縫製会社などがございます。本町では、全ての事業所の実習期間修了後の実習生の動向は把握出来ておりませんが、大手造船会社では、出身国の工場での雇用が継続されるとのことでございます。また、造船関連会社の実習生は、帰国後指導者として出身国の企業で雇用されているということもございます。一方、町内の縫製会社では、実習期間修了後の動向については把握していないということもございます。

このように、会社の規模や理念により、外国人技能実習生の処遇は一律ではない状況にあるようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、将来的に多度津町として国際交流課を置くことについてどう考えるかということをお尋ねしています。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の将来的に国際交流課を置くことについての答弁をさせていただきます。

国際交流課の設置につきましては、現在のところ考えておりませんが、今後外国人の増加に伴い、町としても外国人の受け入れ態勢の整備や施策の必要性が高まれば、国際交流課の設置を検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、町内の小・中学校の外国人児童・生徒の数、それからあるいは不登校とか不就学の数に分かれば教えていただきたいと思っております。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の町内小・中学校の外国人児童・生徒の数、不登校、不就学の数についてのご質問に答弁させていただきます。

現在、外国人の児童・生徒は、小学校に15名、中学校には該当者はいません。学校別に見ると、多度津小学校20名、豊原小学校に3名、四箇小学校に2名在籍しております。また、この15名のうち、不登校や不就学状況にある児童はいません。

以上、答弁とさせていただきます。

失礼いたしました。

先ほど学校別の外国人の児童の数のところで、私、言い間違えておりましたので、訂正させていただきます。

多度津小学校につきましては10名でございます。訂正させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、外国人の中学校卒業後の進路等分かれば教えていただきたいと思えます。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の中学校卒業後の進路、進学、就労の割合についてのご質問に答弁させていただきます。

先ほど申しましたとおり、現在、多度津中学校には外国人の生徒は在籍しておりませんので、本年度の該当する数値はありませんが、昨年度につきましては、中学3年に外国人の生徒が2名在籍しており、中学校の卒業後、両名とも高校へ進学いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

それから、外国人の特に子供さんの日本語を学ぶ機会の町としての場の提供について、分かっている範囲で結構ですので教えていただきたいと思えます。

教育長（田尾 勝）

中野議員の外国人、特に子供の日本語を学ぶ機会の提供についてのご質問に答弁させていただきます。

教育委員会では、管内の小・中学校と連携して日本語の習得が十分ではなくて、学校生活等においても支援が必要と見込まれる外国人の児童・生徒の把握に努めています。特に、日本語指導のニーズがある児童・生徒に対しては、次のいずれかの支援を行っています。

1つは、教育委員会が行っている日本語指導に係る特別非常勤講師の派遣を要請することです。講師は、対象となる児童・生徒に1年間で計24時間の日本語指導を行うことになり、その経費は県が負担しております。

もう一つは、公益財団法人香川県国際交流協会「アイパル香川」と言いますが、この団体が実施している小・中学校における児童・生徒への日本語学習支援事業を活用し、講師の派遣を要請しています、こちらも対象となる児童・生徒に1年間で計24時間の日本語指導をしていただいております。経費は「アイパル香川」が負担しております。

そして、これらの講師派遣の対象とならなかった児童・生徒に対しては、同

じく「アイパル香川」が実施している通訳等ボランティア派遣事業を活用し、町が経費を負担し、通訳ボランティアまたは日本語指導ボランティアの派遣をいただいております。こちらも1年間で計24時間の指導が基本になっております。

こうした支援のほか、日本語指導が必要な児童が多く在籍する多度津小学校につきましては、香川県教育委員会に加配教員の配置を要請しております。本年度は講師1名が配置されており、外国人児童の支援に当たっております。学校生活以外では「アイパル香川」や多度津日本語交流の会「たにこ」が定期的に行っている日本語交流の場があるため、所属の小学校、中学校やニーズのある児童・生徒、その保護者に対してこれらの場を紹介することも行っています。

以上のおり、官あるいは官民で連携して、日本語を学ぶ機会の提供に努めているところであります。引き続きこれらの事業を活用しつつ、関係先とも協議しながら、新たな支援策についても検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

外国人の最後の質問ですけど、外国人全体みんなとの交流の場の提供についてお尋ねします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の外国人との交流の場の提供についての答弁をさせていただきます。

これまで外国人との交流の場の提供につきましても、要望や苦情等はありませんでしたので町としては、直接事業は行っておりませんが、先ほども答弁させていただきました多度津日本語交流の会のようなボランティア団体の活動が増えて、外国人との交流の場が多く提供できるよう、国際交流協会のボランティア団体の支援活動について、広報等を通じて周知をしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

以上で外国人の対策についての質問は終わりますが、今回外国人の教育、子供さんとかの教育のを中心にお尋ねしましたが、外国人はこれからも子供さんだけではなく、増え続けていくと思います。そして、問題は子供さんの教育だけでなく、外国人の方の町税とか国保税の滞納の問題もあり、問題はほかにもあると思います。ですから、どこかの部署で総括してその問題を整理するなりする必要があるのでないかなというふうに、今後のところで私は思っています。

以上で私の3点の質問は全て終わりますけども、全ての質問において皆さんが真摯に答えていただいて前向きな回答をいただきました。本当にありがとうございました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を1時といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時00分

議長（村井 勉）

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6番 松岡 忠君。

議員（松岡 忠）

6番 松岡 忠です。

8年ぶりに議会に戻ってまいりました。私がいた時と顔ぶれが変わっており、当時の議員さんは6人しかいませんが、私も1年生議員のつもりでこれから頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

一般質問は、新庁舎建設についてであります。

さて、平成31年2月18日付、事業者選定審査報告書の審査内容は、審査委員会において、1次審査は参加業者の技術職員数や有資格者数業務実績などを評価し、併せて今回の業務を担当する技術員資格と業務実績について評価を行い、次に2次審査としてプレゼンを開催し、技術提案書の内容に関わる評価項目に基づくヒアリングを行い、業務実施方針における体制の積極性や取り組み姿勢、工夫、業務の理解度など、また業務提案であるにぎわいを創出し、まちづくりの拠点となる庁舎、利用しやすく親しみを感じる庁舎、町民の安全・安心の拠点となり環境に優しい庁舎の3つのテーマにおける的確性、創造性、実現性を評価基準として審査を行った、また見積価格審査として、提案見積価格書により評価を行い、それらを踏まえて、合計評価点で審査を行ったとあります。また、2次審査における各委員からの評価や主立った意見を審査結果の公表として記しますの中で、委託候補者のよかった点、検討する点も記されておりました。基本設計は、実施設計に入る前の与えられた条件を具体化し、基本的な事項を定める段階の設計であります。既に基本

設計にかかっていると思いますが、次の質問をいたします。

庁舎建設の基本設計の進捗状況、中間報告をお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の新庁舎建設についてのご質問に答弁をさせていただきます。

基本実施設計業務につきましては、事業者選定方法として、公正で透明性を確保しつつ、すぐれた建築計画力、デザイン力、技術提案能力、業務遂行能力を有する事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を採用いたしました。多度津町新庁舎建設基本実施計画業務プロポーザル審査委員会の委員構成につきましては、町職員のみならず、外部有識者として建築や建築設備、都市計画、まちづくりなどの専門家にも委嘱することで、より公平な審査をすることといたしました。平成30年10月4日に審査委員会に対し、事業者選定の諮問を行い、選定委員会において議員のご質問にもありますとおり、審査が行われ、平成31年1月24日に選定委員会により、株式会社山下設計関西支社を委託候補者とする答申が提出されております。その後、株式会社山下設計関西支社と契約交渉を行い、平成31年2月21日に基本設計業務委託契約を契約金額3,132万円で締結しております。また、実施設計につきましては、来年度において委託期間を2019年11月までとし、6,380万円の契約を行う予定としており、契約金額は合わせて9,512万円となります。基本設計業務の委託期間といたしましては、平成31年2月21日から平成31年3月25日までとしておりますが、本議会に上程しております繰越明許費を含む補正予算が可決いただけましたら、委託期間の変更を行いたいと考えております。

現段階の状況は、2月21日に町及びCM業務受注者である明豊ファシリティワークス株式会社と株式会社山下設計関西支社との3者でキックオフ会議を行い、設計業務のスケジュール、役割分担、情報共有、技術提案内容について協議を行う中で、設計条件を整理し、基本設計段階での課題の有無を確認し、対応方針の検討を進めております。

次に、今後の中間報告につきましては、設計を進めていく中で、新庁舎建設特別委員会で報告を行い、協議をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問であります。

先日公表したプロポーザルの審査結果報告書を確認させていただきましたが、委託候補者のプレゼンによる2次審査評価点が低い結果となっているようですが、プレゼンがあった提案内容で設計を進めていくのでしょうか、お伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員のただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

2次審査では技術提案書により、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、建築、計画力、デザイン力、技術提案能力、業務遂行能力の審査を行っております。結果は公表しておりますとおり、委託候補者である株式会社山下設計は、4参加者中、3番目の評価となっております。今回の技術提案は、設計コンペではございませんので、提案を採用するのではなく、委託候補者を選ぶ上での審査のための資料となっております。基本設計では、2次審査で評価を得た多度津町の新たなまちづくりの交流点となる庁舎として、にぎわいのプラットホームづくりを目指す点、様々な形での利用が可能なホール機能の提案、吹き抜けエントランスによる交流等の提案、ホール塔部分の有効活用についての提案などのコンセプトを残し、新たな提案を求めて設計計画を進めてまいっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

それに関連してなんですが、新たな提案についてですが、2次審査で評価が高かった提案内容を参考に設計を進める考えはおありでしょうか、お伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

2次審査で最も評価の高かったのは、公表しておりますとおり、委託候補次席者である株式会社昭和設計の提案でございました。提案内容は、基本計画を最も踏まえたもので、人々が集える空間についての構成が盛り込まれた内容となっております。これらのすぐれた提案を参考にして、よかった点を設計に反映できるか検討しながら設計を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

先ほどの答弁で、繰越明許費が可決されたら委託期間の変更を考えていると答弁されましたが、基本設計の期間をいつまでとして変更する予定でしょうか。また、実施設計はいつからいつまでの期間としているのかスケジュールをお示しく下さい、お願いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

基本設計期間につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたように、繰越明許費を含む補正予算が可決いただけたら、業務完了期日は処理整理期間を1カ月考慮して、2019年6月末に変更する予定としております。

また、実施設計期間につきましては、基本設計がまとまった2019年6月当初から、業務完了は2019年11月末を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

実施設計期間を平成31年11月末で計画しているのであれば、工事着手については、いつ頃を想定出来ているのかを教えてください。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

実施設計完了後、12月初旬より発注準備を行い、業者選定に2カ月の期間を要すると考えております。業者が決定した後に、議会の議決を得て契約に至りますので、工事着手時期につきましては2020年2月末頃を想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

数々の答弁ありがとうございました。非常にタイトなスケジュールの中で諸条件も多く大変だと思いますが、設計においては今後50年以上使用するであろう庁舎を機能的かつ町民の皆様にとっても利便性の高い施設になるよう計画していただきたいと思います。

建設コストも大切ですが、コスト削減のため機能性や利便性が損なわれることがないようお願い申し上げます、私からの質問は終わります。

ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって6番 松岡 忠議員の質問を終わります。

次に、11番 隅岡 美子君。

議員（隅岡 美子）

11番 隅岡 美子でございます。

通告順に従いまして順次一般質問をさせていただきます。

初めに、地区防災計画についてお伺いいたします。

従来から国の防災基本計画があり、自治体を立てる地域防災計画などがあります。それに加え、町会、自治会やマンションの管理組合などの地域コミュニティが災害時の避難方法などを自ら立案する地区防災計画が平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。これは、東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、平成26年4月に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。災害発生時には自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり共助であります。この視点に立てば、市区町村よ

りも小さな地域コミュニティーでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってきます。この地区防災計画を立てる単位は、町会や自治会、マンション管理組合や、企業やNPO法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となることが出来ます。今後各地域で地区防災計画の策定が進むことが多度津町全体の災害対応力の向上につながると考えますが、これに関する認識、また地域への周知方法をお伺いいたします。

まず、1つ目の質問を行います。

地区防災計画についてですが、他の自治体では地区内に防災リーダーを置き、訓練の企画を行う、住宅に消火器と火災報知機を100%設置する、避難マップを作成し、名前などを書いたカードを避難時に携帯するなど、取り決めの内容は様々であります。2月23日に行われました多度津町防災講演及び防災訓練は大変参考になりました。現在多度津町では、地区防災計画に関してどのような取り組みをされるのか具体的にお聞かせください。ご答弁よろしくお願いたします。

町長（丸尾 幸雄）

先日実施いたしました防災講演及び防災訓練では、大勢の議員の皆様にご参加をいただき、おかげをもちまして約250名の参加者とともに、有意義な訓練となりましたことをこの場をお借りして心よりお礼を申し上げます。

さて、多度津町では、地区防災計画に関してどのような取り組みをするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

従来の防災計画は、昭和22年の災害救助法の制定を初めとして、昭和34年の伊勢湾台風の教訓を踏まえ、2年後の昭和36年に災害対策基本法が制定されました。それに規定された国レベルの防災基本計画と地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画に基づいて、それぞれの行政レベルで防災活動が実施されていきました。しかしながら、平成7年の阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋から救出された人の8割が地域コミュニティーの人々によって救出されたとの調査結果が出ています。これは、消防などが閉じ込められた人々の救出と消火活動を同時に実施する必要に迫られ、対応能力が限界を超えたためであると言われております。また、平成23年の東日本大震災では、公助を担う行政機能自身が想定外の巨大な津波によって失われるなど、十分に機能することが不可能な状況でありました。このような教訓を踏まえ、行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、自助や地域コミュニティーにおける共助が重要な役割を担うことから、市町村の地域防災計画に基づく防災活動と連携をして共助の強化を図り、地区の防災力を向上させることを目的に、平成25年6月に改正された災害対策基本法において新たに創設されたのが議員ご指摘の地区防災計画制度でございます。この計画

の特徴といたしましては、地域コミュニティー主体のボトムアップ型の計画、地区の特性に応じた計画、また継続的に地域防災力を向上させる計画などが上げられます。それは、それぞれの地区の特性や想定される災害等に応じて自由に設計することが出来るということで、地域コミュニティーの状況を把握している自主防災組織や自治会等が主体となり、民生委員、消防団員等の協力を受けながら、その地区に最適な計画を作成するというものであります。

本町では、昭和61年に多度津町防災会議を開催をし、地域防災計画を策定いたしました。その後、平成10年に、震災対策編を加えるなど修正を行ってまいりました。また、平成18年には、20人から成る防災会議委員を委嘱し、多度津町防災会議を開催、平成26年には3編構成であった多度津町地域防災計画を一般対策編、地震対策編、津波対策編、資料編の4編構成とする全面修正を行いました。加えて、今年度からは危機管理室を設けるなど、防災対策を進めてまいりましたが、より防災力を高めるために、この地区防災計画制度は推進しなければならないと考えているところであります。特にこの計画は、毎年訓練を行うことが重要であります。その結果について検証を行い、P D C Aサイクルに従って、活動や計画を改善することが社会的な効率性を高めるものであるとされるソーシャルキャピタルという概念からも求められており、防災力の向上のみならず、行政として必要なことだと認識しております。

県でもこの地区防災計画の作成など、自主防災活動活性化を促進するため、県地域防災力強化促進事業において、平成31年度から新たに自主防災活動活性化促進事業補助金の項目が設けられ、計画の作成に対して補助金が交付されることとなりました。町としましても、この補助事業の活用を各自主防災組織や自治会に周知するとともに指導や支援に努め、普及を図っていこうと考えております。この地区防災計画制度に基づく活動は、地域防災力の向上だけでなく、地域コミュニティーの維持、活性化、地区の実情に応じたきめ細かなまちづくりにもつながっていくものと考えておりますので、積極的に支援をしてまいる所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

まず最初に、町長からも少し触れましたが、2月23日に行われました防災講演並びに防災訓練に際しまして、企画また運営に携わっていただきました関係各位の皆様にご場をお借りいたしまして心より御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

そして、今からの活動に入るとは思いますけれども、内閣府によりますと、地

区防災計画書状況の全国調査の結果が初めて公表をされました。全国に1,741ある自治体のまだ1割にも満たず、計画策定のための説明会の開催や町内会への呼びかけをしているのは全体の約15%の260自治体であります。73自治体は、制度自体を知らない状況でありました、また、制度の普及啓発活動についても行う必要はあるが、行えていないと答えた自治体は全体の約6割にも及んでおるといことでございます。これから計画をしていくというご答弁でありました。

その中に、まずお聞きをしたいことがあります。

ここにご答弁の中にもありましたけれども、平成31年度から新たに自主防災活動活性化促進事業補助金というのが設けられますということで、この内容を詳しくご説明お願いいたします。

総務課長（岡部 登）

ただいまの隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

この地域防災力強化促進事業は、平成25年から県の事業として、昨年度は1,223万3,000円の事業でございました。その中に新たなメニューとして、自主防災活動活性化促進事業とか地区防災計画や避難所運営マニュアルの作成など、自主防災活動を活性化に資する先進的な取り組みに対して補助金を交付するという項目が出来るそうでございます。県におかれましても、まだ詳しい正式な名称、金額、それから制度設計等が公にはなっておりませんので、このレベルでのご答弁になってまいります。よろしくをお願いいたします。

議員（隅岡 美子）

また、再質問でございます。

町長の方からの施政方針の中に、このように述べられております。安心して暮らせる環境の整備、ページは11ページであります、その中に、今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、来年度から各小学校区で小学校への避難訓練、各コーナーでの体験型訓練を取り入れた防災訓練を実施し、地域防災力の向上を推進します。また防災講演会などによる啓発を通して、自主防災組織の育成と拡充を図り、企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなど、官民が一体となって総合的な地域防災力を強化した災害に強い町を目指してまいりますと述べられております。

この中で、自主防災組織と自治会ということに少し質問をさせていただきたいと思っております。

自主防災組織は、多度津町では今17組織を結成されていると伺っております。まだまだこれは高いとは言えないと思っております。なかなかこの自主防災組織を何分結成するにも、やはり若い方は仕事でいない、またその反面

高齢化がどんどんと進んでまいりまして、担い手となる中心者となる人材不足、そういうのが上げられていると思っております。また、働き方改革によって、60歳で定年を迎えてますが、65歳、70歳になっても仕事を続けていくという、そういった大きな原因もあろうかと思っておりますけれども、それによって人材不足と考えますが、その辺の対策をよろしくお願いいたします。

総務課長（岡部 登）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

自主防災組織は確かに今、高齢化が進んでおります。それから地区ごとに今、多度津町の場合ですと自治会ごとに行ってくれておりますけれども、例えば同じ隣同士の自主防災組織というのがございますので、そういったところで協力関係を結んで、2つ、3つ、そういった自主防災組織が共同で運営を行っていくということも今後考えていかないといかんのかなというふうには考えております。

以上でございます。

議員（隅岡 美子）

自主防災組織として、隣同士として共同で自主防災としてしていくというご答弁のことでありまして、またそれにも増して危惧されるのは、今、自治会の加入について、何も入らなくてもいいという風潮があって、私の方の自治会においても、やはり入っていない方が何世帯かおります。そういった方がそういった自治会加入について、また自主防災についてしていくということに非常に弱くなっていると私は思っております。そういったことで、共助をしていかにやいかんということが大きな自治会に入っていないがために、共助が大切であるのは分かっておるけれども、そういったなかなか加入率の低下というのが今後課題になっておりまして、今も課題になっております。自主防災組織の拡充、それから自治会加入の拡充ということは、今までずっと執行部の方々も言い続けてまいりましたけれども、やはり今のこういった防災関係に特化して、特に大事であるかなと私は思っております。自治会加入について、何か対策などお考えでありましたらお示しをいただきたいと思っております。

議長（村井 勉）

隅岡議員、通告の内容に差異がありますので、質問を変えてください。

議員（隅岡 美子）

分かりました。

議長（村井 勉）

いいですか。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの隅岡議員のご質問にお答えをしております。

私が町長に就任させていただいた時に、自治会単位での自主防災組織を結成してくださいということが私の公約になってます。

それはなぜかといいますと、まず1つは、共助、互助の気持ちで自治会というのが住民の組織の中で一番末端といえば語弊がありますが、一番町民に近いところであります。そういう方々だったら、それぞれの自分の自治会の中で体の不自由な方、独居の方、そういう方々も把握出来ているだろうと、その時に大きな災害が起こったときに、そういう方々を連れて、誰がどの方を連れて、どの道を通ってどの避難場所に逃げていくか、これはお互いに互助の気持ち、共助の気持ちです、そういうことを自治会の中で決めていただいて、訓練をしていただく、それが私が申し上げております自主防災組織の根本的な考え方です。そして、それをみんなでお互いに助け合って、それぞれの命を守っていこう、それが1つです。

もう一つは、そういうことをすることによって、自治会の加入率を上げていく、増やしていくということ、自治会を結成していただきたいということにもつながってまいります。今私の記憶では、77か78%だと思っておりますが、それではまだ低いです。100%に近づけるような自治会の構成率を高めていけば、共助、互助、お互いに助け合う、町民の皆様方が体の不自由な方とかそういう方をお互いに助け合って、そしてお互いの命を守っていこうというのがこれから非常に大事だ、それが自主防災組織の根本的な考え方です。

もう一つ加えて申し上げますと、今、多度津支え合い笑顔の会というのがありますけれども、これも同じ考え方です。地区の中でそれぞれ体の不自由な方とかそういう方がいらっしゃる、そういうふうな方を地域の中で皆さんで守って助け合って、そして支え合っていこうというのが多度津支え合い笑顔の会です。この会も防災に活用できる訳です、防災の考えの中でこの多度津支え合い笑顔の会も生きてくる訳です。そういう意味では、地区のコミュニティーというのが一番大事になってきます。

答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

それでは、次の第2番目の質問に入りたいと思います。

質問2の地区防災計画を認定に対する認識と課題についての質問をさせていただきます。

総務課長（岡部 登）

質問2の地区防災計画の認定に対する認識と課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地区防災計画とは、災害対策基本法第42条第3項において、地域のコミュニ

ティーが共同して行う防災訓練答等、地区における防災に関する計画のことを指し、地域に防災計画にを定めることが出来ると規定しております。つまり、町が認めた地区防災計画を町の地域防災計画に盛り込むことが出来るというものでございます。そのため、内閣府が公表している地区防災計画作成に当たってのガイドラインにおいて、地域防災計画に地区防災計画を規定する方法を上げていることから、認定後の規定までを含めてご説明いたします。

地区防災計画を盛り込む方法には2つあり、1つ目は、市町村防災会議が地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティーにおける防災活動計画を地区防災計画として、市町村地域防災計画に規定する場合があります。

また、2つ目が地域コミュニティーの地区居住者等が地区防災計画の素案を作成して市町村防災会議に対して提案を行い、その提案を受けて市町村防災会議が市町村地域防災計画に地区防災計画を定める場合がございます。現在本町におきましては、把握している限りではございますが、地区防災計画に相当する防災活動計画の提出はございませんので、2つ目の方法が主となることが遂行されます。

地区防災計画の作成に当たっては、早期に学識経験者等の専門家や行政関係者と連絡調整し、他地域の先進的取り組み事例や行政の取り組み状況等を踏まえることがガイドラインで示されているため、作成主体である自主防災組織や自治会等を通じ、地区防災計画の作成状況を把握することが可能であると考えております。ただし、地域防災計画に規定するには地区防災計画の作成や地域防災計画との整合性にとどまらず、計画に基づいた実践的な活動や定期的な見直しを実施することが重視されます。そのため、計画の作成だけでなく、その実効性が特に課題となることが想定されますので、先ほどお答えしましたように、毎年訓練を行いP D C Aサイクルに従って検証していくことを補助制度の普及啓発とともに実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほどご答弁の中に自主防災組織や自治会などを通じ、地区防災計画の作成状況を把握することが可能であると考えておりますということで、自主防災組織や自治会の質問をした訳でありますということでございます。ということで、答弁ありがとうございました。

それで、また最初の町長の施政方針に戻りますけれども、私が聞きたいのは、災害時の応援協定はこの通告にはないんですけども、施政方針の中での質問とさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

議長（村井 勉）

町長、よろしいですか。

どうぞ。

議員（隅岡 美子）

いいですか、申し訳ない。

その中で、災害時の応援協定を締結するということが、新聞などで今まで応援協定をしましたということで記事が載っておりましたが、今現在どのような応援協定をされて、今までの経緯をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

これまでの応援協定についてのご質問にお答えをしております。

今もし大きな災害が起こった時、発災時に今、協定を結んでいるのが多度津町防災連絡協議会というのがあります。50社近くの企業、多度津町に本社を置く、そしていつでも出動してもらえる、そのような会社、そして社長が多度津におるということになりますけども、そういう会社が約50社近くと今、防災連絡協議会を結んでおります。それと、水道とかまた水に関しては、水は命の最大のインフラですから、そういう水道業者5社とも連携をしております。今までは水道業者各業者に個々に、今大丈夫ですか、この仕事をやってくれますかということをお頼みしておりましたが、それを水道事業者の一つの組織として、そことその担当者というか色々毎年担当者が変わっていきましますけども、そこと町との綿密な連携のもとで発災時にはすぐに出動していただける、そういうこともあります。そういう連携もしておりますし、発災時のときに、余り名前は具体的には言わないほうがいいか分かりませんが、自動販売機に関すること、自動販売機の水とか飲料水がすぐ飲めるようになる、そういうこととか様々なところ、今そのぐらいしか思いつかないんですけども、それ以外にも私が町長に就任させていただいてから何社かと締結をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

続いての質問3に入ります。

地区防災計画の制度の普及啓発活動もさらに行っていただきたいと思えます。この地区防災計画は、（市、区、町、村）の地域防災計画に位置づけ、公助の仕組みと連動させることで実効性が高まってくるとも考えられます。地域の実情に合わせた防災対策について、地区防災計画の認定の方向性も含め、ご見解をお伺いいたします。

総務課長（岡部 登）

質問3の地域の実情に合わせた防災対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

各地域においては防災意識の高い地域、低い地域が存在し、防災活動に大きな差異があります。町内全体の防災意識の高揚のため、今後も各自主防災組織の訓練等、活動支援を行うとともに、先日中学校で実施した防災についての講演及び訓練を各小学校区単位において地域の実情に合わせた避難訓練等に置きかえ、年間2校区ずつ実施したいと考えております。

また、地区防災の一翼を担う自主防災組織は現在17組織であり、議員おっしゃられるように、町内における自主防災組織の組織されている世帯数は決して高くない状況です。地区防災計画の実効性を上げるためにも、自主防災組織の結成促進を最優先課題として捉え、地域防災の強化に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

今ご答弁の中に、このように申されております。先日中学校で実施した防災についての講演及び訓練を各校区単位において地域の実情に合わせた避難訓練等に置きかえて、年間2校区ずつ実施をいたします、その具体的な計画をお願いいたします。

総務課長（岡部 登）

ただいまの隅岡議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まだ具体的に、例えば多度津小学校がいつ、豊原小学校区がいつというふうに決まってはおりませんが、海から遠いところにおきまして海と近いところの避難訓練等につきましては、当然ながらその内容において差が出るものと考えておりますので、その地域に応じた防災避難訓練等を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議員（隅岡 美子）

各校区単位で今から検討して実施をするということでございます。

また、話は少し変わりますが、各小学校においてもこのような訓練などを行うのでしょうか。分かる範囲で、もし今までに避難訓練等があれば結果等を踏まえて、今後の計画も併せて伺いたいと思います。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の質問にお答えします。

現在幼稚園、小学校ともに、学校の中で避難訓練等を行っています。また、幼稚園と小学校、そして幼稚園と保育所、小学校と高等学校、連携を図りながら避難訓練等は定期的に行っております。今申しました地域ぐるみの校区ごとの防災訓練については、十分連携を図りながら進めていかなければなら

ないのではないかなというふうに考えております。それについては十分なことは申し上げることはできません。

以上です。

議員（隅岡 美子）

それから、小学校の防災訓練と内容で類似しますが、かねてより思っておりました各小学校、中学校に防災ヘルメットということに触れたいと思いますが、その辺は現在どのようになっていますでしょうか。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の再質問にお答えします。

先ほど防災ヘルメットについてのお話があった訳ですが、現在はそういう防災ヘルメットについての着用等はありません。ただ、地域の人のご厚意で防災頭巾等については、本当に真心のこもった頭巾をいただいて、着用して防災訓練等を行っております。

以上です。

議員（隅岡 美子）

最後になりましたが、この地区防災組織の立ち上げに関して、私なりの重要基本姿勢として5つポイントを上げさせていただきたいと思います。

1つ、正しく知っていくこと、また前向きに捉えていかなければならない、また防災だけでなく、防災もまちづくりの地域のコミュニティーである、そして4つ目、災害への備えを日常にどう皆様が考えて、どう定着させていくのが大事である、また地区防災組織も自分たちで考えていくことが大事であると、このように思っております。

最後、またこれは私の要望でございますけれども、先ほど消防団員が防災訓練に力を貸していただいたということでありましたけれども、今後若い職員で結成される女性消防団を立ち上げている地域もありますけれども、これも早期に結成されることを要望したいと思っております。

それとこの間、3月6日付の地元紙の記事に載っておりましたが、今までは粉ミルクだったんですけど、備蓄品の中に乳児用の液体ミルクがこのほど解禁になって、消費者庁が初の表示許可となりましたということで、6カ月これは保管がきく液体ミルクでございます。こういうこともまた視野に入れて、備蓄品として備えていただければと思っております。

以上、11番 隅岡 美子の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって11番 隅岡 美子議員の質問は終わります。

次に、4番 兼若 幸一君。

議員（兼若 幸一）

4番 兼若 幸一、一般質問させていただきます。

優しさがあふれる町、多度津を目指し、1年生議員として一生懸命務めさせていただきます。

質問事項は、1つ、多度津中学校に関して、2つ目、豊原校区四つ葉クラブ施設についてです。一問一答方式にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、多度津中学校に関してで、私立中学校等への進学流失対策についてお伺いしたいと思います。

私の調べたところ、多度津中学生1年生の生徒数が2018年183人、2017年186人、2016年175人ですが、毎年20名から30名の新1年生が理由は今まで私が聞いたところによりますと、給食を普通に食べたい、また高校受験をしなくていい、またスポーツで全国大会に進みたいなどの勉強やスポーツのために、本人また保護者の考え方や思いにより、多度津中学校へは進学されていないのが実情であります。現在少子化に伴い、多度津の人口が減っている状況でありますので、将来多度津町を愛し、また多度津に住みたくなる若者を増やすためにも、是非とも地元の多度津中学校へ進みたいと思う施策についてお伺いいたします。よろしくお願い致します。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の私立中学校への進学流出対策についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、多度津町内の小学校から多度津中学校へ進学しないで、他の学校へ進学した児童の実態をまずお知らせします。

他の学校とは、私立中学校、香川大学の附属中学校、養護学校、他の町外の公立の中学校に分類できます。そのうち、私立中学校については平成25年は37名、平成26年は28名、平成27年は27名、平成28年は21名、平成29年は13名、平成30年は21名、最近では20名程度の児童が私立中学校に進学しているという状態です。公立の中学校、私立の中学校に入学するかどうかは、本人及び保護者の方々の選択となります。私立中学校を選択したのは、本人及び保護者の願い、部活動、友人関係、家庭の諸事情、様々な理由によるものと推測されます。教育委員会としては、義務教育段階では地元にある中学校を選択してもらいたいというふうに考えております。そのため、中学校は本人や保護者から選ばれる取り組みを行い、その取り組みを教育委員会としても支援していきたいと考えています。

そこに向けて、公立中学校としては当たり前のことなのですけれども、特に力を入れて取り組んでいることを2つ申し上げたいと思います。

1 番目は、教育の質を高めることです。P D C A サイクルを機能化させ、その見える化を通して、教育経営、教育活動改善を図っております。中でも、公開と評価の場を充実させようとしています。行事はもちろんのこと、朝の挨拶運動での生徒への応援、積極的な授業公開などを行っています。学校の中で最も大切としている授業については、毎年研究指定を受け、生徒の学力向上に向けて、全教職員が一丸となって研究的な態度で授業実践を行っています。

また、全生徒と保護者に対し、定期的な教育評価を実施しており、それとともに、学校評価委員の方々にも活躍の場を与えています。また、それらの成果もあって、近年は安定した学校経営が行われ、保護者の学校評価も良好となっております。生徒の学力は向上傾向にあると言えます。

2 番目は、地域の人々から信頼される学校づくりに努めていることです。そのため、中学生の姿で地域に発信、中学校への希望を持たせる小・中の連携、コミュニティ・スクール化の推進で地域から信頼される学校づくりに努めています。

そのうちの1つ、中学生の姿についてです。

町民の方々のニーズに応えることは大切ですが、それ以上に中学生の姿を通して、中学校の良さを発信出来ることが大切だと考えています。最近では、中学生が地域に出向き、演奏会を開いたり自発的にボランティア活動や地域貢献に加わったりする機会が増えています。このことも学校のイメージアップにつながる取り組みだと考えます。

2 つ目は、小・中の連携を図ることです。

これは、町の教育委員会の基本方針の一つでもあります。小学生に中学校への希望を持たせるとともに、小・中の接続を滑らかにする事業です。町内の研修会での教職員の幼・小・中の交流はもちろんのこと、生徒会を中心とした中学生による全ての小学校への訪問など、児童・生徒の交流の場を作っています。さらに、本年度より中学校の英語科の教員が全ての小学校を訪問し、外国語活動の支援、指導を行っています。

3 つ目は、コミュニティ・スクール化です。

地域の学校としての特色を生かし、地域の人々とともにある学校づくりを進めていこうとしています。他人事ではなく、私たちの地域の中学校という意識を持っていただけるよう中学校の運営について、地域の方々にも参画してもらい、地域に支えられた中学校にしたいと考えております。

こうした取り組みを通じて、将来多度津町に住みたくなる若者が増えるようになればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただいま非常に分かりやすいご答弁をいただきましたが、その中で再質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、答弁の中の教育の質を高めることです。PDCAサイクルを機能させるとご答弁いただきましたが、PDCAの具体的な意味をお示しいただきたいのと、近年は安定した学校経営が行われ・・・。

議長（村井 勉）

兼若君、一問一答で。

議員（兼若 幸一）

はい、失礼します。

それでは、PDCAの意味をお示してください。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の再質問にお答えします。

PDCAということですが、プラン、ドゥ、チェック、アクションということの頭文字でPDCAということで、具体的に言いますと、まず初めに、プランですから、学校を本年度はこういうような中学校だったら中学校の経営をやる、こういう目標でこうやるということの計画を立てて、実際教育実践を行って、自己評価もあるんですけども、保護者とか地域の方々にも評価していただいて、そしてその評価をもとに、謙虚になって次のアクションを起こす、次の改善に向けて実践していくというようなサイクルをしっかりと、それがまた保護者の方にもこういうふうにはしているんだということが見える形にしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議員（兼若 幸一）

先ほどは失礼しました。

再質問です。

それらの成果もあって、近年は安定した学校経営が行われという、学校経営というふうな言葉を使われているんですが、これは学校運営が適切な言葉ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

教育長（田尾 勝）

再質問にお答えします。

学校を捉えた時に、もちろん学校は教育という事柄と同時に、経営的な視点というのも学校運営をする上で大切だと思います。特に管理職の経営的な視点というのは大切だと思います。その視点から見たときに、教育経営がなされているということでもあります。とにかく経営と教育実践というのは、両方が両輪のごとく機能することで学校が安定するというふうに考えておりま

す。

以上です。

議員（兼若 幸一）

分かりました。

再質問ですが、最近中学生が地域に出向き、演奏会を開いたり自発的にボランティア活動や地域貢献に加わったりする機会が増えていると答弁いただきましたが、具体的な事例をお示してください。

教育長（田尾 勝）

再質問にお答えします。

中学校ではこれまで学校行事の一環として学校が中心になって、例えば地域のボランティアの計画を立てるということが中心であったんですけども、この何年かは具体的に言うと、中学生の中から地域貢献とか親切運動を展開しようということで「ミルフィーユ隊」という小さな親切運動の運動団体を作って、子供の自主的な活動で始まった団体があります。そういうことがその「ミルフィーユ隊」は単に親切運動をするだけではなくて、地域に例えば合田邸の清掃活動と一緒に入ったり、あるいは資料館での支援をしたりということで色々な地域に出向いて奉仕活動を行っている。子供たちが自主的にそういう運動に関わっていているというところを評価したいなというふうに私は思っています。

以上です。

議員（兼若 幸一）

分かりました。

次の質問に移りたいと思います。

英語圏への国際交流開催予定についてお伺いしたいと思います。

多度津町の国際交流事業として、約20年間の長きにわたり、中国上海市の普陀区への間で友好交流事業を行ってきましたが、その中で多度津中学生も1995年、平成7年8月に約10名が「普陀区への翼」として初めて普陀区を訪問し、その中学生との交流やホームステイなどを体験してまいりましたが、2010年、平成22年8月の「第13回多度津町小・中学生普陀区への翼」をもって、国際的な情勢不安などを理由に中断したままの状態であります。

小学校においても外国語の教科化が予定されている中で、英語圏への国際交流を開催し、小・中学生間の交流やホームステイなどで感性豊かな人間形成に努める必要があると思いますが、その予定についてお伺いいたします。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の英語圏への国際交流開催予定についてのご質問について答弁させていただきます。

平成22年度まで実施しておりました中国普陀区との小・中学生の交流につきましては、まず行政間で信頼関係を築いた上で派遣、交流を続けてきたものでした。そのため、派遣する児童及び生徒等の現地での安全確保がある程度担保出来ている事業でございました。

議員ご指摘のような英語圏への国際交流の実施につきましては、早急な実施は安全確保の面から一抹の不安があり、慎重に進めていく必要があると思います。小学校においても、外国語の教科化が予定されている中で、異なる文化との多様な交流を図るホームステイ等の国際交流は有効と考えられますことから、町国際交流協会等の関係団体と協議を行い、再開に向けた情報収集や協議を行ってまいります。

また、小・中学校の学校現場の国際交流につきましては、引き続き外国語指導助手、日本人英語指導員の協力を得ながら、外国語に親しむ環境づくりの促進を図るとともに、小学校現場の外国語活動においては、昨年度と同様に授業時間を確保するなどして、中学校の英語科教員も加わりながら、外国語活動の拡充と教科化に向けて先行実施をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

私立中学では、1カ月間ほどオーストラリアなどへの英語圏へホームステイをされている中学校もあるようです。魅力ある多度津中学校にするため、また先ほど最初に質問しました私立中学校への流出対策としても、是非とも英語圏への国際交流というのを早期に実施してほしいと要望いたしますので、またご検討をいただきたいと思います。

次、2つ目の豊原校区四つ葉クラブ施設についてご質問をしたいと思います。

町長の施政方針の中で、子育てをしやすい環境づくりとありまして、その中の項目の中に小学生のいる世帯への就労支援については、四箇小学校と豊原校区においても新たな放課後児童クラブを開設し、町内全ての小学校高学年の利用を開始します、今後とも各区児童館や放課後児童クラブにおいて、安全に配慮しつつ、児童の健全な育成を図るとともに保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいりますとありました。平成30年の第2回6月定例会でも審議されている案件でもありますが、まず1つ目、豊原校区四つ葉クラブの施設の職員雇用人数予定と雇用形態、また募集方法、その応募状況についてお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の豊原校区四つ葉クラブの職員雇用人数の予定と雇用形態、募集方法、及び応募状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

豊原校区四つ葉クラブにつきましては、高学年の受け入れを可能とするため、今年度新たに建設をし、来年度の新学期が始まる4月8日から開設をいたします。放課後児童クラブの職員体制につきましては、国の定める基準で、教員免許や保育士等の資格を持ち、県が行う研修を修了した者を1クラスにつき2人以上配置すること、ただしそのうち1人は資格を持たない補助員をもってかえることが出来るとなっております。豊原校区四つ葉クラブにつきましては2クラス整備しておりますので、1クラスにつき有資格者を1名、補助員を1名配置し、施設全体では4名の職員を配置する予定でございます。

施設の運営につきましては、多度津町社会福祉協議会に委託をしているため、職員の募集につきましても社会福祉協議会がハローワークを通して行っております。職員は社会福祉協議会の職員として採用され、有資格者は月給制の有期契約職員で1年ごとの更新制であり、補助員につきましては時給制となっております。

応募状況でございますが、有資格者につきましては、既に2名が確保されておりますが、補助員の応募は現在1名であり、引き続き募集を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

分かりました。最近、働き手が非常に少ない状況ですので、引き続き募集をしていただきたいと思います。

次、2つ目の質問に移らさせていただきます。

職員駐車場及び送迎保護者駐車場についての質問でございます。

豊原校区四つ葉クラブの施設の近隣は、近年非常に住宅化が進んでおり、また周辺道路は交通量も大変多いのですが、道路幅が広いとは言えず、道路への駐車は交通障害を招くだけでなく交通事故を起こす要因ともなりますので、駐車場の確保は必要と思いますが、どれだけ確保出来ているのかお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の職員駐車場及び送迎保護者駐車場についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、低学年の放課後児童クラブを実施しております豊原児童館には駐車場がなく、子供の送迎が重なると周辺道路が混雑する状況でございます。そこで、豊原校区四つ葉クラブの建設に伴い、四つ葉クラブ敷地内に駐車スペースを3台分確保いたしました。また、職員につきましては、豊原小学校プール南側の学校用地を職員駐車場として確保しておりますが、若干スペースに

余裕があるため、送迎時の保護者にもご利用いただけるようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただいまの答弁の再質問でございます。

答弁の中で駐車スペースを3台分確保いたしましたとありましたが、豊原校区四つ葉クラブの受け入れ児童予定人数からして、保護者の送迎駐車スペース3台で十分とお考えなのでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の再質問にお答えいたします。

現在、新年度の応募状況でございますが、低学年、高学年を合わせまして83名の予定となっております。確かにご指摘のとおり、3台では少ないと思いますが、現在議員ご指摘のとおり、周りは住宅地でございます。新たに駐車スペースを確保するという土地はございません。社会福祉協議会を通して近隣の迷惑にならないよう、交通事故が起こらないように周知をしてまいり所存でございます。

駐車スペースにつきまして、豊原小学校のプール用地を職員用として使っておりますけれども、送迎時には職員の車を移動するなど工夫をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再々質問で申し訳ありませんが、豊原幼稚園の送迎時を見られたことがありますか。今、豊原幼稚園の駐車スペースは3台どころか十何台、さらに前の飲食店の駐車場をお借りして駐車スペースはかなり広いんですが、それでもあのあたりは、ちょうど迎えの時間帯になると交通障害を起こしております。

受け入れ児童数が83名、皆さん同時時間帯に来られるとは考えにくいのですが、それで3台分で本当に大丈夫なのでしょうか。それと、そういった注意を促すだけでトラブル等は起こらないのでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の再質問にお答えいたします。

確かに駐車スペースは少ないと感じております。今後、近隣の状況を見ながら駐車スペースの確保を検討してまいりたいと思いますが、今後、社会福祉協議会とも協議しながら進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

地元住民並びにやはり一番怖いのが交通事故ですので、それに十分配慮したことを今後來年の4月まで十分ご検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

最後の質問に移りたいと思います。

小学校の農園の耕作面積確保についてご質問いたします。

豊原校区四つ葉クラブ施設は、豊原小学校農園の農地に施設を増設したために、農園が非常に狭くなっております。土いじりや作物育成など自然体験や、また地域ボランティアと関わることによって、心豊かな児童を育てるため、また優しさを育むためには、農園耕作面積を確保していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の小学校農園耕作面積確保についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、豊原小学校四つ葉クラブを建築しております用地につきましては、小学校1、2年生の体験活動の場としての学校農園や倉庫として使用してまいりました。施設の設置場所を検討する際には豊原小学校との協議も行い、その必要面積を確保した上で施設を建設したものでございます。教育委員会といたしましても、お米学習等の地域の方々のご協力をいただき体験活動の重要性は認識してございますので、今後もボランティアの方々のご協力をいただきながら、様々な体験活動を実施してまいろうと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

分かりました。小学校との十分な打ち合わせの上、今の面積にされているということなので、十分理解出来ました。

以上で私の質問を終わりたいと思います。非常に具体的な数字また丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって4番 兼若 幸一議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時45分といたします。よろしくお願ひします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

議長（村井 勉）

休憩前に続きまして会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

13番 尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、平成31年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、今秋10月からの消費税増税に伴う国の施策と町の影響について、2点、危険ブロック塀対策について、3点目は、今年4月から始まる中学校道徳教科化についての3点を一般質問をいたします。

まず最初に、今秋10月からの消費税増税に伴う国の施策と町の影響についてであります。

10月からの消費税10%の増税を前提に、2019年度地方財政は国によって、前年度を上回る予算が施行されようとしております。そして、2019年度の地方財政は政府の公的サービスの産業化、この路線を引き続き推し進めるものとなっており、学校や公営住宅、公共施設などの行政サービスを初め、上下水道や公立病院などの公営企業を含め、あらゆる公的サービスを集約化と広域連携へと進め、民間委託や民営化などによる企業のもうけ先の拡大を一層進めようとしているのが特徴であります。そして、10月からの消費税10%への引き上げは住民の暮らしを直撃し、消費不況を一層深刻にするとともに、消費税の持つ逆進性によって、貧困と格差がますます拡大されようとしております。この消費税増税は今、増税できる経済情勢ではなく、先月の2月26日、国会での中央公聴会でも公述人からは、政府が10月に実施しようとしている消費税10%の増税について、消費低迷、経済打撃を懸念する声が相次ぎ、中止、見送りを求める主張、意見が上がったところであります。中でも公述人は、負担能力に応じた税制などを提起し、消費税増税を絶対にやるべきではない、また10月の消費税増税は見送るべきであり、2014年の8%への増税で景気回復力が非常に弱まったのではないかと、そして食料品に係る税率として日本の8%は欧州各国と比べても高く、食料品の値段が上がり、消費税増税となれば国民生活は破綻する状況になるなど指摘されたところであります。

そこで、増税に伴って行われる主な施策と町財政への影響についてお尋ねをいたします。

第1点目は、幼児教育、保育の無償化についてはどうか、2点目には、低所得者、高齢者の介護保険料の負担軽減強化についてはどうか、3点目には、低年金高齢者に支給する年金生活者支援給付金及び医療体制構築のための医療ICT化促進基金創設についてはどうか、4点目には、増税に伴う経済平

準化対策としては何があるのか、5点目には、公共料金に対する町の対応についてです、6点目には、増税に伴う町の事務量の増大、職員の負担についてはどうか、7点目には、庁舎及び福祉センター建設についての負担及び公債費はどうなるのか、以上7点についてまずお伺いをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の消費税増税に伴う国の施策と町への影響についてのご質問のうち、1点目の幼児教育、保育の無償化について答弁をさせていただきます。幼児教育無償化の趣旨は、少子・高齢化という国難に正面から取り組むため、10月からの消費税率の引き上げによる財源を活用し、子育て世代の負担軽減を講じることにより、少子化対策とするものであります。

これにより考えられる本町への影響ですが、保育料が無償化となることで、働きに出られる保護者の増加や今まで経済的な理由から子供を持たない若い世代の出生数増加も期待できることから、入所希望が増えることによる待機児童が発生することも想定されますが、現在も取り組んでいる保育士の確保について、より一層対策を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

以下、引き続き担当課長より答弁いたしますので、よろしく願いをいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の2点目、低所得者、高齢者の介護保険料の負担軽減強化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

過去に消費税が5%から8%に増税いたしました際にも、平成27年度から介護保険料所得段階の第1段階に該当する方の保険料を基準額の0.5から0.45に、保険料額で言いますと平成27年度から平成29年度までは3万2,400円から2万9,160円に、平成30年度は3万5,100円から3万1,590円に軽減してまいりました。今回の消費税増税が実施された場合につきましては、平成31年4月からは第1段階に該当する方は、基準額の0.45から0.375に、保険料額で言いますと3万1,590円から2万6,325円に、第2段階に該当する方は基準額の0.75から0.625に、保険料額で5万2,650円から4万3,875円に、第3段階に該当する方は基準額の0.75から0.725に、保険料額で5万2,650円から5万895円に軽減する予定となっております。

また、平成32年4月からは第1段階が基準額の0.375から0.3に、保険料額で2万6,325円から2万1,060円に、第2段階が基準額の0.625から0.5に、保険料額で4万3,875円から3万5,100円に、第3段階が基準額の0.725から0.7に、保険料額で5万895円から4万9,140円と段階的に軽減を強化していく予定となっております。

保険料を軽減することによって町財政への影響ですが、軽減した保険料額のうち、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ賄うようになり、平成31年度は約410万円、平成32年度は約730万円を町が負担するようになると試算しています。

次に、3点目の低年金高齢者に支給する年金生活者支援給付金及び医療体制構築のための医療ICT化促進基金創設のご質問に答弁をさせていただきます。

年金生活者支援給付金は、年金を含めた所得が一定水準より低く、経済的な支援を必要としている人に対し、年金に上乘せして支給するものです。支給要件としましては、65歳以上の老齢基礎年金受給者であること、前年の年金と所得の合計額が老齢基礎年金満額約78万円以下であること、同一世帯の全員が住民税非課税世帯であることとなっています。また、支給額上乘せ額は、月最大で5,000円、年最大で6万円となっており、対象者は全国で約800万人となる見込みで、平成31年10月以降、消費税10%への引き上げに併せて実施される予定でございます。給付金は国の予算から支出されるもので、町財政に直接の影響はないと思われませんが、施策に対する住民からの問い合わせ対応や支給申請の受け付け事務が発生するものと思われます。

次に、医療ICT化促進基金は、医療保険のオンライン資格確認のシステム整備や電子カルテ規格の標準化に向け、医療機器等のシステム初期導入経費に対して補助を行うために、平成30年度の補正予算として厚生労働省が300億円規模の予算を計上しています。医療保険のオンライン資格確認は、医療保険の被保険者番号とマイナンバーを紐づけすることにより、被保険者番号をこれまでの世帯単位から個人単位化するもので、このシステムを導入することで保険者が変わった場合でも被保険者番号が引き継がれるため、失効保険証の使用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少すると見込まれており、平成32年秋ごろから保険者による個人単位の番号の付番作業を開始し、平成33年5月ごろからオンライン資格確認が開始される予定です。電子カルテは製造販売業者によって仕様が様々でデータ連結が困難であることから、地域医療連携の大きな妨げとなっており、また価格、維持費とも高額であることから医療分野において大きな問題となっていました。現在国では電子カルテの標準化に向けた検討が進められているようです。これらの医療体制のICT化には新たなシステムの導入、構築や既存システムの改修等が必要であり、市町の電算システムについても具体的な作業内容やスケジュールは未定ですが、少なからず影響があると思われます。また、作業時期も消費税増税後になると見込まれることから、システム改修費等が発生した場合、町の財政負担も増税前と比べて大きくなると思われます。

こうしたことから、町としましては医療 I C T 化促進基金などのような国や県の補助金事業等の情報収集を行い、増税による税制負担への影響を抑制出来るよう努めたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の4点目、増税に伴う経済平準化対策として何があるのかについて答弁させていただきます。

消費税、地方消費税率引き上げに伴う事業といたしまして、平成31年度にプレミアム付商品券を発行することになっております。プレミアム付商品券は、消費税、地方消費税率引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えするため、低所得者、子育て世帯を対象として発行されるものでございます。

プレミアム率は25%で、対象者は最大2万円の購入額で2万5,000円の利用が可能となっております。

購入対象者は2つの種類がございます。

1つ目は、平成31年1月1日現在の住民のうち、平成31年度の住民税が非課税である者。2つ目は、平成31年6月1日時点の住民のうち、平成28年4月2日以降に生まれた子、つまり3歳未満児が属する世帯の世帯主の方でございます。現時点では商品券の交換、利用開始は10月上旬、商品券の交換、利用終了は1月下旬を見込んでおります。この事業につきましては、内閣府より次々と情報が入ってきている状況にあり、未確定なことが多くございます。また、個人情報を取り扱うデリケートな事業ともなりますので、細心の注意を払いながら事務を進めてまいります。

6点目、増税に伴う町の事務量の増大、職員の負担についてはどうかについて答弁させていただきます。

事務量及び職員の負担につきましては、既にプレミアム付商品券発行事業に特化した分科会が開催されるなど多くの時間及び事務量増加等の負担が生じることが見込まれますが、事務処理、広報活動に遺漏がない体制づくりを検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（岡部 登）

尾崎議員ご質問の5点目、公共料金に対する町の対応についてでございますが、10月からの消費税引き上げに備えまして、電気、水道、ガス等の公共料金並びに増税対象であるほかの経費につきましても、増税分は全て平成31年度の当初予算に算入しております。

以上、答弁とさせていただきます。

政策観光課長（河田 数明）

尾崎議員の7点目、庁舎及び福祉センター建設についての負担及び公債費はどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎整備基本計画の概算事業費の試算におきましては、基本計画に記載してありますとおり、消費税の増税に対応した試算としております。現在実施しておりますCM業務委託の基本設計段階及び基本設計業務委託につきましては、8%での契約としておりますが、CM業務委託の実設計段階及び実設計業務委託からは、10%の消費税を想定して必要な事業費を計上しておりますので、現在想定しております公債費には影響がないと考えております。

以上、答弁させていただきます。

議員（尾崎 忠義）

公共料金であります。現在水道は企業団に移行しておるところでございますが、この消費税増税に伴いましての水道料金の値上げは当分ないのかどうか伺いたしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

水道料金の値上げに関しましては、平成30年1月1日より、多度津町内の住民の皆様方、平均して約8%の値上げをさせていただいておりますので、今のところ値上げをするつもりはございません。

答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

先ほど高齢福祉課課長から答弁いただきました。軽減策はいろいろな面について非常に複雑でありますので、ぜひ一覧表を作成していただいて、そして該当者及び町民に分かりやすい周知方法で行っていただきたいと思えます。要望でございます。

次に、危険ブロック塀対策についてであります。

昨年6月の大阪北部地震による通学路のブロック塀倒壊で女子児童が犠牲となった事故以来、全国でブロック塀対策が広がっております。

学校施設外の通学路などに面した私有地のブロック塀の撤去、フェンスの設置などへの自治体独自の補助制度には、国交省の防災・安全交付金が活用出来る訳であります。これまでは防災・安全交付金の基幹事業の一部としての効果促進事業だったため、交付金が事業費全体の2割以内しか使えないという制約や単独での交付申請が出来ませんでした。これが国の2018年度第2次補正予算からは、ブロック塀等の安全確保事業として独自の基幹事業に位置づけられ、制約などが解消いたしました。国交省には、これまで地方単独事業として補助してきた自治体や効果促進事業から基幹事業に転換したい自治

体からの問い合わせが来ているといいます。交付率も国は地方負担の2分の1から、国3分の1、地方3分の1、民間3分の1へと改善されている訳であります。また、交付限度額は1メートル当たり8万円と高目に設定をされました。ブロック塀の対策は、倒壊の予防や避難路の確保など防災上も重要な課題となっております。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、町内4小学校区での危険ブロック塀はおのどのくらいあったのか、また、どの程度のものであったのか、危険度についてお伺いします。

2点目には、香川県では民間危険ブロック塀等撤去支援事業として、当初予算2,100万円が計上されており、そして県や市町が指定する道路等に面した民間の危険ブロック塀等の撤去費を補助する支援として、国、県、市町で5分の4以内、県では5分の1以内、合わせて最大16万円となっているが、多度津町でも補助制度を創設するということですが、その後はどうなっているのか。

3点目には、全国各地で地震が相次いでいますが、特に児童の通学路に当たる道路では緊急性を要し、今後予算での限度額の引き上げ、補助率の引き上げも含め制度の改善が必要と思うが、どうか。

4点目に、今年1月からは新たに自治体が指定する災害時の避難路に面しているブロック塀について、所有者に耐震診断が義務づけられているが、町では該当者に周知、費用などについてはどのように考えているのか、4点についてお伺いをいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の1点目の町内4小学校区での危険ブロック塀はおのどのくらいあったのか、また危険度はどの程度のものであったのかのご質問に答弁させていただきます。

危険ブロック塀については、昨年7月から8月にかけて各小学校及び保護者の皆様の協力を得ながら、通学路を中心に調査いたしました。調査の結果、多度津小学校区では21カ所が確認され、その中でもブロックの高さが高く、ひび割れ等の破損がひどいため、児童が通学する際、特に危険であると判断したのは5カ所です。豊原小学校では、17カ所が確認され、特に危険であると判断したのは2カ所です。四箇小学校区では18カ所が確認され、特に危険であると判断したのは3カ所です。白方小学校区では12カ所が確認され、特に危険であると判断したのは3カ所です。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の2点目、民間危険ブロック塀等撤去支援事業についてのご質問

に答弁をさせていただきます。

本町の民間危険ブロック塀等撤去補助事業の創設につきましては、2月5日に市町担当者会議が開催され、31年度より支援事業を実施する旨、県より周知がありました。本町におきましても31年度より実施を予定しており、当初予算に計上しております。現在、交付要綱等の作成準備を進めているところであります。補助制度の内容につきましては、防災・安全社会資本整備交付金の効果促進事業を活用し、一定要件を満たす危険ブロック塀等の所有者に対して、撤去費用に5分の4を乗じた額を交付する予定であり、1件当たりの補助上限額は16万円とし、国5分の2、県5分の1、町5分の1の補助割合の予定であります。また、本補助制度について、住民周知につきましては、4月の広報にて周知する予定にしております。

次に、2点目の児童の通学における補助制度の改善についてのご質問についてですが、現在のところ検討はしておりませんが、県、近隣市町の動向を見ながら、今後検討してまいりたいと考えます。

次に、4点目の避難路に面するブロック塀の耐震診断義務づけについてのご質問についてですが、現在本町におきましては、ブロック塀の耐震診断を義務づける避難路は指定しておりません。今後県、近隣市町等と連携を図りながら検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁のありました、町内では合計で68カ所、そして危険箇所ブロック塀が13カ所ということがございます。そういう意味におきまして、また避難路の指定はしていないということがございますが、通学路イコール避難路ということにはならないのでしょうか。そして、これは早急に指定すべきではないのかと思われまます。また、指定出来ないことに何か理由があるのかご答弁をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今ご質問いただきました避難路の危険ブロックの義務づけについてですが、これは答弁の中にありましたように、今回は基幹事業でやっているものではないかと存じます。県の方でも今のところ基幹事業での実施は予定していないんですが、県の方では今現在避難路等の調査及び検討を進めておると聞いております。多度津町についても、今後、県と近隣市町の動向を見ながら検討してまいりたいと思いますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

先ほど私が答弁をいたしました水道料金の値上げの件でございますが、消費税分が8%から10%に上昇いたしますので、水道料金の本体部分には変更はありませんが、消費税分が増額することになりますので、その分だけ値上がりということになります。

先ほどの答弁での訂正をさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

はしょられたんですが、ブロック塀について68カ所中13カ所、つまり2割が町内では非常に危険だと言われております。そういう意味におきまして、この危険ブロック塀が目視によって行われたのか、あるいは内部的な構造とか耐用年数とか加味してしたのか、ひとつお伺いしたいと思います。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の再質問について答弁してまいります。

危険ブロックの調査についてでございますが、基本目視による調査でございます。その目視の調査には、建設課職員等々も随行していただきながら調査をしてまいりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、ことし4月から始まる中学校道徳教科化についてであります。

既に昨年2018年4月から、小学校で特別教科としての道徳が始まり、今年2019年4月からは中学校でも始まる訳であります。小学校での教科となった道徳が始まってまだ半年余りでもあり、教育実践で深めることが出来ない現状ですが、ここ数年道徳教育をめぐる議論には2つの流れがあります。

1つは、人権教育と道徳教育を模索する議論であり、もう一つは特別の教科として教科化された道徳に関する議論であり、この議論の共通事項は、特別の教科道徳であります。これまで教科でない人権教育の実践展開の場、時間として活用されたのは道徳の時間でありました。ところが、特別の教科道徳の誕生によって人権教育の実践展開の場、時間として道徳の時間を活用することが出来なくなるという事態を迎えた訳であります。一方、道徳の時間が特別の教科道徳に変わり、教科書ができ、教科として掲げられた目標に沿って授業を展開し、道徳性に関して子供個人々々を評価しなければならないという事態になったことでもあります。しかも文部科学省は考える道徳、議論する道徳などと称して道徳教育の新たな転換を求めています。このような意味で、特別の教科道徳の誕生によって、道徳教育の内容、方法、評価のあり方などを検討する必要性が出てきているのが現状であります。戦後教育では、日本国憲法旧教育基本法のもとで培われ、内在している人権としての教育は、近代教育の理念原則を表現していた訳でございますが、新教育基本法に

移行により、教育実践全域の道徳化、つまり新自由主義教育改革、固定道徳教育化を実現するものとなっております。そして、道徳の教科化への形成過程の政策動向から、道徳の特別教科化を現代的修身教育体制化へと捉え直すことや新自由主義教育の国家統制化へ移行するものと多数の教育学者から指摘をされているところであります。

そこで、戦後教育改革の変遷を歴史的かつ構造的に把握して、現在の特別の教科道徳の持つ現代的、社会的、教育的な意味、問題性を捉え直すことが今、教育現場では必要ではないかと思われまます。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は2019年度から始まる中学校での道徳や高校における道徳教育の扱い、考える道徳、議論する道徳の内容など実践面での検討課題は多いが、どう考えるのか、また授業内容や時間割りはどのように変わるのか。2点目に、精神主義的な道徳教育ではなく人権感覚を軸にした人権としての教育と道徳教育の関連も検討しなければならないと思うがどうか。また、生徒への影響はどうなるのか。3点目には、中学校で使用する道徳教育の教材は、どの出版会社になるのか。4点目には、いじめ問題を契機に出された特別の教科道徳の登場は教育実践研究に関わる世代交代が進行し、人権教育論争が少なくなっている現在、内心の自由に関わる教育実践の問題点が不明確になっている点にどう対処していくのか、以上4点についてお伺いをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員のご質問にお答えします。

尾崎議員の1点目の中学校道徳における実践面での検討課題及び授業内容、時間割りはどのように変わるかについてのご質問に答弁させていただきます。

まず、実践面での課題については、学校現場では、主体的、対話的で深い学びという視点から道徳教育のあり方を問い、充実を図る授業づくりに工夫、努力しております。具体的には、自己との関わりの中で考えること、多面的、多角的に考えること、一人一人の成長を丁寧に見取る評価をすることなどが検討課題であると考えております。また、内容面ではいじめや情報モラル、性的少数者への偏見などの人権問題など現代的課題に関わる指導のあり方についても課題となっております。

次に、授業内容や時間割りについて答弁させていただきます。

現在も学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、発達段階を考慮して適切な指導を行わなければならないと学習指導要領の総則に示されています。標準時間数は年

間35時間と大きな枠組みについては従来とは変わりません。

続いて、2点目の人権としての教育と道德教育の関連及び生徒への影響についての質問に答弁させていただきます。

教育課程の基準を示す学習指導要領に示された特別の教科道德の目標は、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解をもとに軸を見詰め、物事を広い視野から多面的、多角的に人間としての生き方についての考えを深める学習を通じて道德的な判断力、心情、実践意欲、態度を育てることとしています。そして、実施に当たっては道德科を要として、学校教育全体を通じて行うものとしています。

一方、文科省は、人権教育の指導方法等のあり方の中で、人権教育は、生きる力を学校教育において、各教科、道德、特別活動、総合的な学習の時間それぞれの特質に応じて、教育活動全体を通じて推進させるものとしています。人権教育は教科化されていませんが、これに当たる内容例を学習指導要領の中から取り上げることが出来ます。例えば、道德科では生命の尊さ、公正、公平、社会正義、個性の慎重などの内容に関わる学習を通じて、自他の権利や生命を尊重する感性や実践力を育成するものとしています。

また、中学校社会科公民的分野では人権尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに民主的な社会生活を営むために法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせるとしています。

教育基本法の第1条に教育の目的が示されており、そこには教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとしております。この目標に迫るため、道德教育、人権教育ともに学校教育活動全体を通じて行うものであり、重要な教育であります。また、教科化しているかどうかという違いはあるものの内容によっては関連をさせながら、それぞれの教育の特性と手法を生かし、生徒に人格の完成、生きる力を育むことが出来るようにしなければならないと考えています。生徒への影響については、把握していませんが、来年度の授業実践を通じて情報を得て検証していきたいと考えております。

続いて、3点目の尾崎議員の中学校で使用する道德教科書の出版会社についての質問に答弁させていただきます。

教育委員会では、中学校で使用する道德の教科書は日本文教出版を採択しました。

続いて、4点目の若年教員の内心の自由に関わる教育実践の問題点について

のご質問に答弁させていただきます。

若年教員が占める割合が増え、教科化された道徳科について、その指導のあり方に困難さがあるのではないかという質問と捉えました。これまで一部では軽視されがちであった道徳の時間を確実に実践していくために教科化され、教科書ができ、そのことで系統的、計画的に進めることができ、道徳性を養うことが出来る・・・。

議長（村井 勉）

尾崎君、時間が来ましたので、残りの回答は後ほど文書でいただいでください。

これをもって13番 尾崎 忠義議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。長時間お疲れでございました。

散会 午後3時31分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 31 年 3 月 7 日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

第1回多度津町議会定例会議事日程

平成31年3月7日（木）午前9時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問